

# 公正取引委員会の最近の活動状況

令和5年10月

公正取引委員会事務総局

<https://www.jftc.go.jp/>

<b>1 公正取引委員会の概要等</b>	
公正取引委員会の概要	1
競争政策のポイント	2
競争政策の車の両輪	3
<b>2 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用</b>	
独占禁止法の概要	4
独占禁止法違反被疑事件の処理状況	7
課徴金減免申請の状況	14
刑事告発	15
入札談合等関与行為防止法関係	16
企業結合審査の概要	17
企業結合審査の事例	22
<b>3 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化</b>	
優越的地位の濫用への対処	24
インボイス制度の導入に係る対応	26
下請法の概要	27
下請法の運用状況	28
下請取引の適正化及び企業間取引の公正化への取組	31
「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組	32
不当廉売への対処	41
<b>4 競争環境の整備</b>	
様々な分野に関する実態調査等	43
公正取引委員会におけるデジタル分野の主な取組	44
ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書	45
フィンテックを活用したサービスに関する フォローアップ調査	47
モバイルOS等に関する実態調査報告書	49
クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書	51
高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する 実態調査報告書	52
携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査	55
クレジットカードの取引に関する実態調査報告書	57
ガイドラインの整備及び事業者等からの事前相談	59
グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する 独占禁止法上の考え方	60
<b>5 競争政策の運営基盤の強化</b>	
公正取引委員会の体制の強化	61
経済分析の活用	62
競争政策研究センターの概要	63
国際協力の推進	64
広報	69
<b>6 景品表示法に関する取組</b>	71
<b>7 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 （フリーランス・事業者間取引適正化等法）</b>	72
○ 相談・届出・申告の窓口	73

## 公正取引委員会の概要



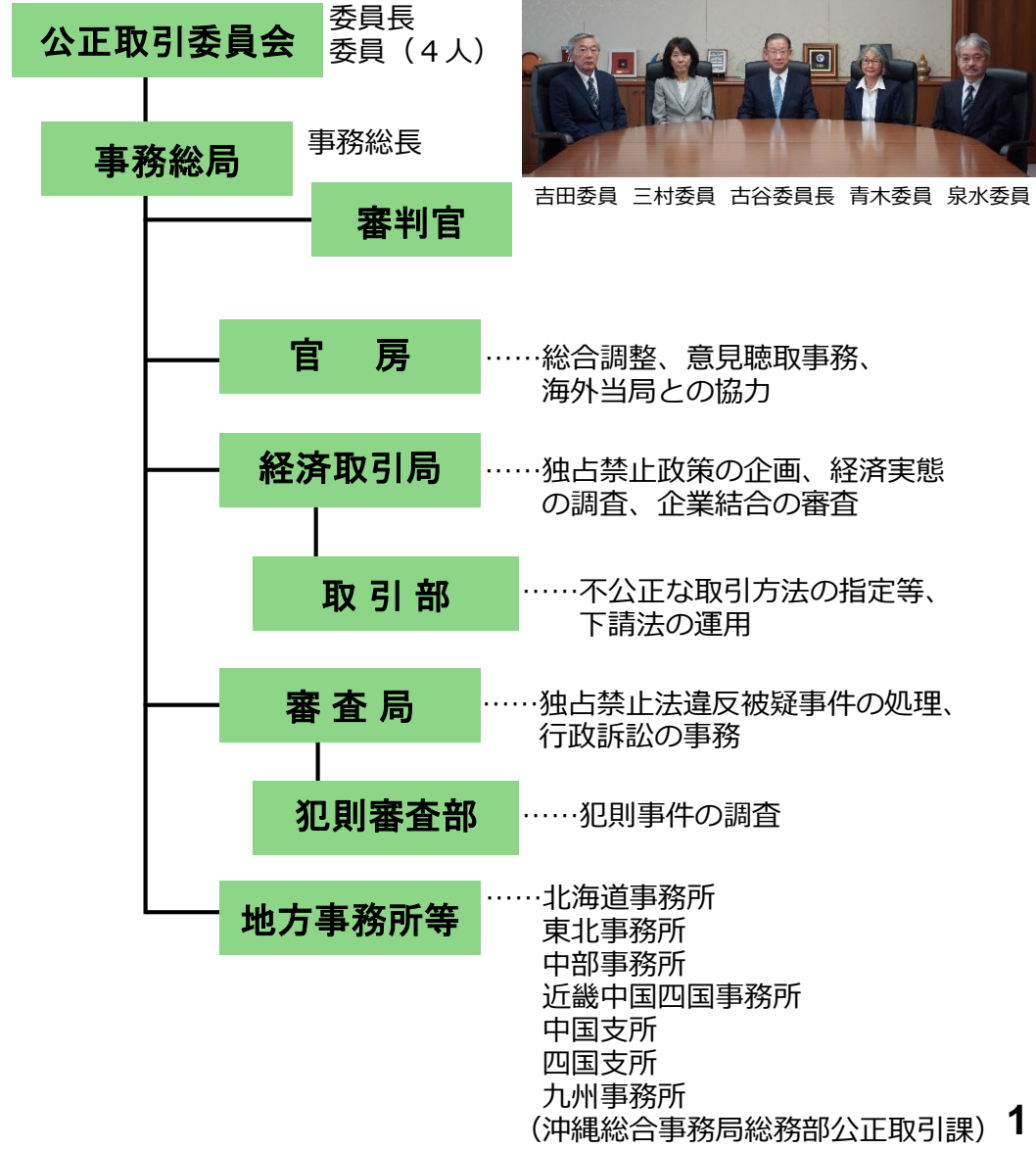
自由な経済社会において、市場の機能を十分に発揮させていくためには、常に公正かつ自由な競争のルールが守られるよう、これを監視していく必要がある。

このために、独占禁止法を運用する行政機関として公正取引委員会（委員長と4人の委員から成る合議制の機関）が設置されている。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、行政組織法制上、内閣府の外局として設置されているが、行政委員会としてほかから指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することに特色がある。

公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれており、令和5年度の事務総局職員の定員数は、924人となっている。

## 公正取引委員会の組織図



吉田委員 三村委員 古谷委員長 青木委員 泉水委員

## I 厳正かつ実効性のある 独占禁止法の運用

- 悪質な競争制限行為である価格カルテル・入札談合等への厳正な対処
- 社会的ニーズに対応した多様な事件（規制改革・デジタル分野等における妨害行為等）への積極的な対処
- 変化の速いデジタル分野における事案について、機動的な対処
- 企業結合審査の迅速かつ的確な実施

## II 中小企業に不当に不利益を 与える行為の取締り強化

- 優越的地位の濫用や不当廉売等の中小企業に不当に不利益を与える不公正な取引に対する厳正かつ効果的な対応
- 適正な価格転嫁の実現に向けた取引公正化のための取組の推進
- インボイス制度の導入に係る対応

## III 競争環境の整備

- 社会経済情勢等を踏まえ、公正かつ自由な競争の一層の促進が求められる分野（規制改革・デジタル分野等）についての調査・提言
- ガイドラインの整備や事業者等からの事前相談への対応、講習会の開催による事業者等による違反行為の自主的な予防の推進

## IV 競争政策の運営基盤の強化

- 法執行及び競争政策運営を支える人材の量的・質的充実
- 競争政策研究センター及び外部専門家の積極的活用を通じた専門的知識・分析能力の向上
- 国際会議における積極的な貢献、意見交換や技術支援等を通じた二国間関係等の強化、情報発信の拡充
- 公正取引委員会から発信する情報の拡充、国民各層とのコミュニケーションの充実

### 厳正な法執行 「エンフォースメント」

#### ● 違反事件審査

- 独禁法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行
- 下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

#### ● 企業結合審査

- ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

### 競争環境の整備 「アドボカシー(競争唱導)」

#### ● 実態調査

#### ● 規制改革・取引慣行の改善に関する提言

#### ● ガイドラインの策定

- 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
- 企業のコンプライアンスの向上

#### ● 効果的な広報 等

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を通じた企業の活力向上、消費者の効用増大及びイノベーションの活性化を図るため、所管法令の厳正かつ的確な執行により違反行為を排除して競争を回復させる「エンフォースメント」と、競争環境を整備するために取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する「アドボカシー」(競争唱導)を車の両輪として取り組んでいる。

## 独占禁止法の概要①（主な禁止行為）

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

### 1 「私的独占」（第2条第5項、第3条前段）

有力な企業が、株式の所有や役員のパ遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする（排除）こと。

### 2 「不当な取引制限」（第2条第6項、第3条後段）

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

### 3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」（第4章）

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

### 4 「不公正な取引方法」（第2条第9項第1号～第6号、第19条）

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- ・ 共同の取引拒絶
  - …正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- ・ 差別対価
  - …不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。

- ・ 不当廉売
  - …正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- ・ 再販売価格の拘束
  - …正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- ・ 優越的地位の濫用
  - …取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- ・ 抱き合わせ販売
  - …相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- ・ 排他条件付取引
  - …不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- ・ 拘束条件付取引
  - …販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- ・ 競争者に対する取引妨害
  - …自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

# 独占禁止法の概要② (違反行為に対する措置)

## 1 排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、違反行為をした者に対し、意見陳述・証拠提出の機会を与えるなどの意見聴取手続を経て、排除措置命令や課徴金納付命令を行うこととなる。

## 2 課徴金

不当な取引制限、私的独占及び一定の不正な取引方法が行われた場合は、企業や業界団体の会員に対して、違反行為に係る期間における対象商品・役務の売上額又は購入額等に以下の算定率を掛けた額の課徴金が課される。

不当な取引制限	10% (4%)
支配型私的独占	10%
排除型私的独占	6%
共同の取引拒絶、差別対価 不当販売、再販売価格の拘束(注2)	3%
優越的地位の濫用	1%

(注1) ( )内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合  
 (注2) 公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合

## 3 刑事罰

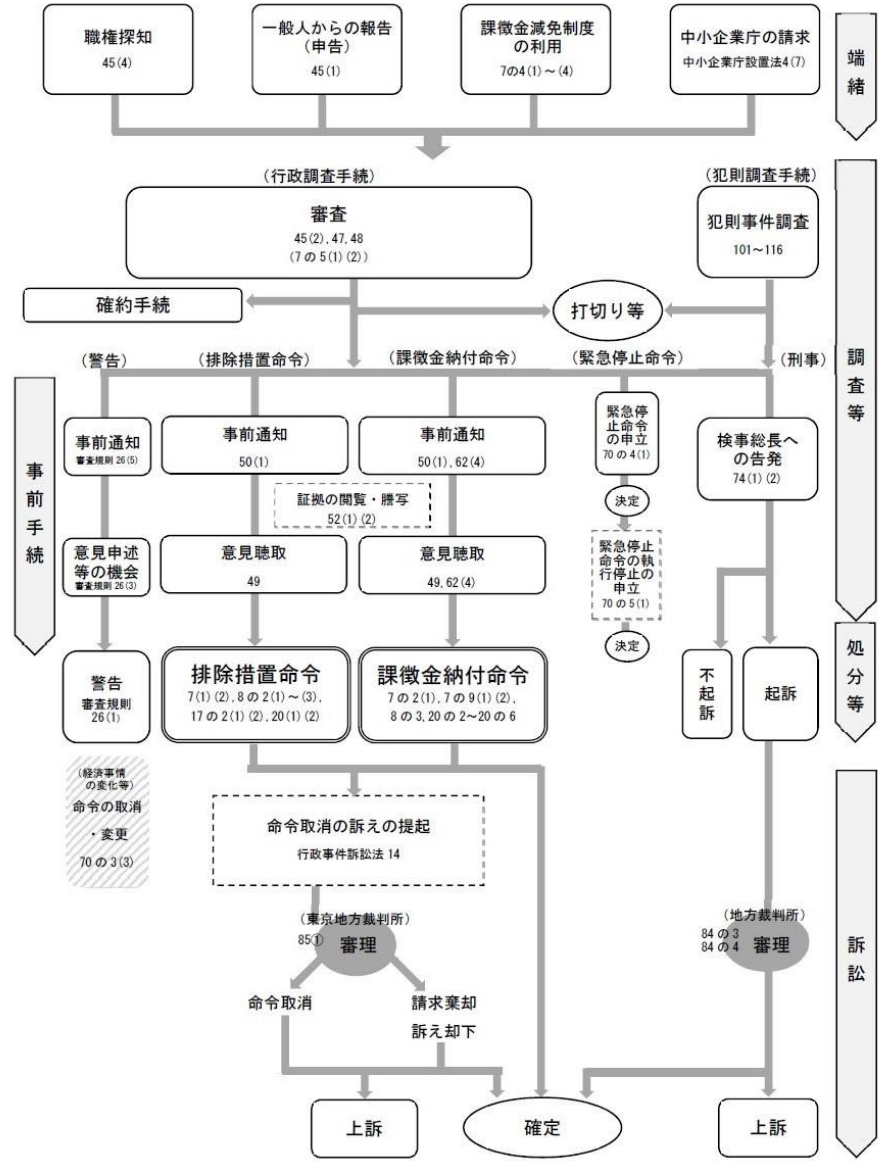
不当な取引制限、私的独占などを行った企業やその役員等に対しては、罰則が定められている。課徴金と罰金が併せて企業に科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除される。

## 4 差止請求

不正な取引方法によって著しい損害を受け、又は受けるおそれのある消費者や企業などは、裁判所に対してその行為の差止めを請求することができる。

## 5 無過失損害賠償責任

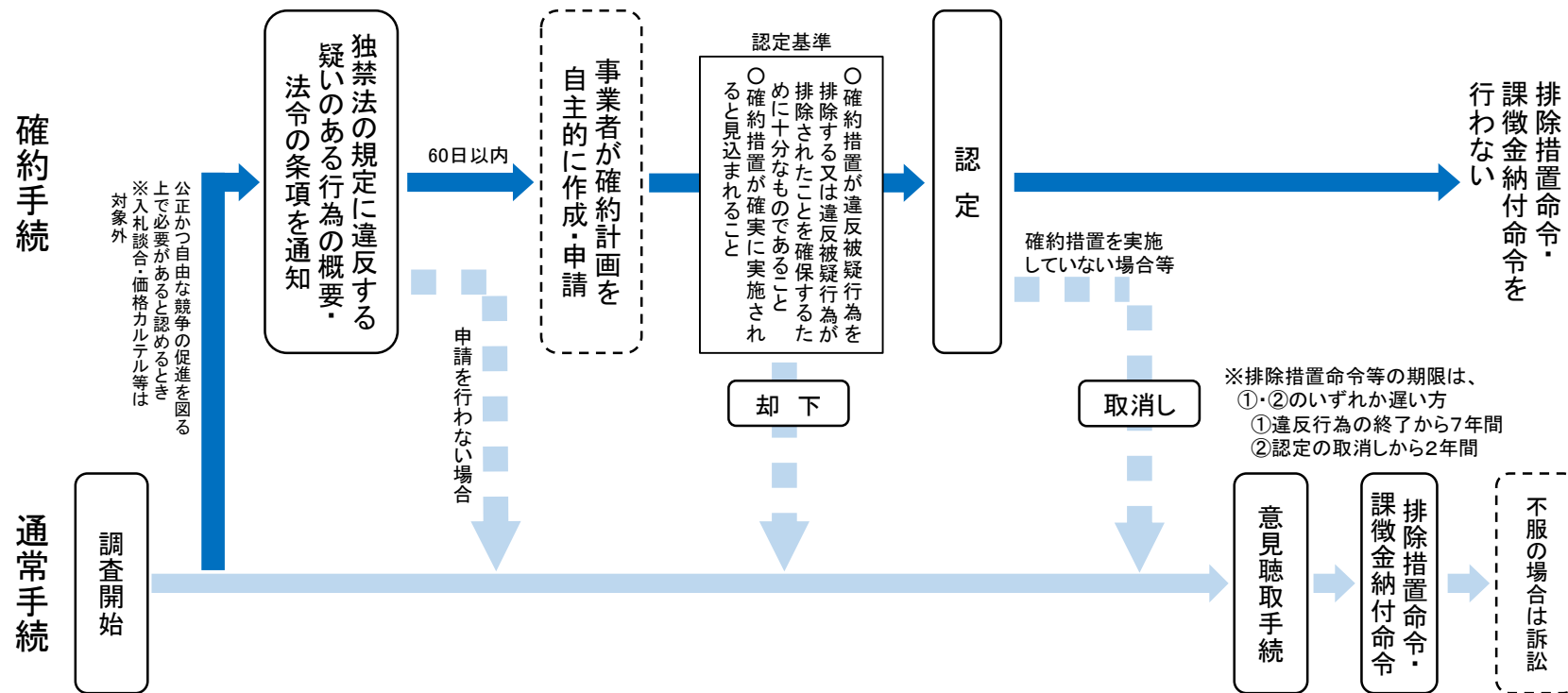
公正取引委員会の法的措置が確定している場合、被害者は、不当な取引制限、私的独占、不正な取引方法などを行った企業等に対し、独占禁止法の規定に基づいて損害賠償を請求できる。この場合、企業等は故意・過失がなかったことを理由に責任を免れることができない。



(注) 公正取引委員会に対する申告は、「何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するとき」に行うことができる(独占禁止法第45条第1項)。

## 独占禁止法の概要③（確約手続の流れ）

確約手続とは、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続で、競争上の問題を早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。



### 【参考1】公正取引委員会の確約手続に関する規則（平成29年公正取引委員会規則第1号）

- 確約手続の細則について制定したもの。次のような点を規定。
  - ✓ 確約手続の申請に係る通知は、送達により行う。
  - ✓ 確約計画の認定申請は、所定の様式により提出する。
  - ✓ 公正取引委員会が申請の却下・認定の取消しを決定する場合、その却下・取消しの理由を決定書に記載する。

### 【参考2】確約手続に関する対応方針（平成30年9月26日公表）

- 確約手続に係る法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保する観点から策定したもの。次のような点を記載。
  - ✓ 入札談合、価格カルテル等は、確約手続の対象としない。
  - ✓ 確約措置の典型例として、違反被疑行為を取りやめること、コンプライアンス体制を整備すること、履行状況を報告すること等が考えられる。
  - ✓ 確約計画認定後に認定確約計画の概要等を公表する。



## 独占禁止法違反被疑事件の処理状況①



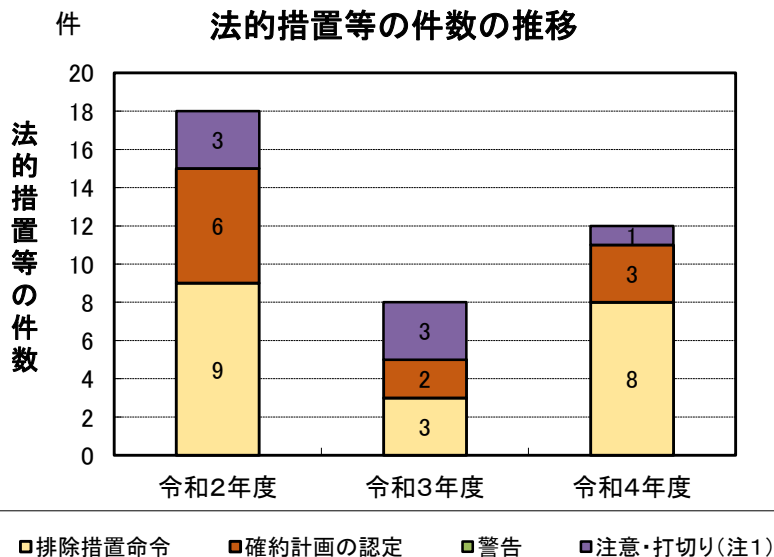
## 重点的な取組

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

## 独占禁止法違反被疑事件の処理状況

令和4年度においては、11件の法的措置を、延べ33名の事業者に対して講じている。

また、令和5年度（4月～9月）においては、3件の法的措置（排除措置命令1件、確約計画の認定2件）を、延べ15名の事業者に対して講じている。



(注1) 事案の概要を公表したものに限り。

## 違反事業者に課した課徴金

令和4年度においては、価格カルテル、入札談合等の違反行為を行った延べ21名の事業者に対して、総額1019億8909万円の課徴金納付命令を行った。

また、令和5年度（4月～9月）においては、延べ10名の事業者に対して、総額8626万円の課徴金納付命令を行った。

## 課徴金額等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
課徴金額(億円)	43.2	21.8	1019.8
対象事業者数(名)	4	31	21

(注2) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

## 独占禁止法違反被疑事件の処理状況②

### 社会的ニーズに対応した多様な事件への対処

#### IT・デジタル関連分野

○エクスぺディア・ロジック・パートナー・サービシーズ・サークルによる拘束条件付取引被疑事件  
 (令和4年6月 確約計画の認定)

○㈱サイネックス及び㈱スマートバリューによる競争者に対する取引妨害被疑事件  
 (令和4年6月 確約計画の認定)

○みずほ証券㈱による優越的地位の濫用被疑事件  
 (令和5年4月 注意)

#### スタートアップ

○福岡有明海漁業協同組合連合会による排他条件付取引又は拘束条件付取引被疑事件 (令和5年6月 確約計画の認定)

○TOHOシネマズ㈱による拘束条件付取引被疑事件  
 (令和5年10月 確約計画の認定)

#### 消費財・サービス

#### 中小企業等取引適正化

○㈱ダイコクによる優越的地位の濫用被疑事件  
 (令和5年4月 確約計画の認定)

○インボイス制度の実施に関連した発注事業者による免税事業者に対する優越的地位の濫用 (注意)

#### 教育・医療

○広島県又は広島市が発注する学校用コンピュータ機器の入札等の参加業者らによる入札談合事件  
 (令和4年10月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

○独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らによる入札談合事件  
 (令和5年3月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

#### 規制改革分野

○農業協同組合に係る部会による部会員の販売活動の制限被疑事件 (注意)

○旧一般電気事業者らによる市場分割カルテル事件  
 (令和5年3月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

○炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らによる価格カルテル事件  
 (令和4年12月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

○高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者による入札談合事件  
 (令和5年9月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

#### 産業財・サービス

#### 国際イベント

○公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件 (令和5年2月 告発)

## 独占禁止法違反被疑事件の処理状況③



## (1) 令和4年度における処理状況

## ア 排除措置命令及び課徴金納付命令（排除措置命令8件（入札談合：4件、価格カルテル：1件、その他のカルテル：3件））

違反行為	件名	概要
入札談合	広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件 （令和4年10月排除措置命令）	広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額：4234万円）
		広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額：1448万円）
入札談合	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件 （令和4年10月排除措置命令）	愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額：1億2134万円）
価格カルテル	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する件 （令和4年12月排除措置命令）	炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らが、共同して販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた。（課徴金額：1億4966万円）
入札談合	独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件 （令和5年3月排除措置命令）	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額：6億2728万円）
その他のカルテル	旧一般電気事業者らに対する件 （令和5年3月排除措置命令）	中部電力㈱、中部電力ミライズ㈱及び関西電力㈱が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた。（課徴金額：275億5590万円）
		中国電力㈱及び関西電力㈱が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力にあつては、中国電力管内において順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意していた。（課徴金額：707億1586万円）
		九州電力㈱、九電みらいエナジー㈱及び関西電力㈱が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。（課徴金額：27億6223万円）

## 独占禁止法違反被疑事件の処理状況④



## イ 確約計画の認定

(3件(再販売価格の拘束: 1件、拘束条件付取引: 1件、競争者に対する取引妨害: 1件))

違反被疑行為	件名	概要
再販売価格の拘束	(株)一蘭に対する件 (令和4年5月確約計画の認定)	<p>(株)一蘭(以下「一蘭」という。)は、同社が販売する即席めん等(以下「一蘭の即席めん等」という。)に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で(以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。)、当該商品が小売業者において販売される態様(同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。)にかかわらず</p> <p>(1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に</p> <p>(2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に</p> <p>当該商品をそれぞれ供給している。</p>
拘束条件付取引	エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールに対する件 (令和4年6月確約計画の認定)	<p>エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サール(以下「エクスペディア」という。)は、自社の企業グループに属する事業者が運営する「Expedia」と称する宿泊予約サイト(以下「Expediaサイト」という。)に我が国所在の宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者(以下「宿泊施設運営業者」という。)との間で締結し、又は自社の企業グループに属する事業者をして締結させる契約において、Expediaサイトに宿泊施設運営業者が掲載する我が国所在の宿泊施設に係る宿泊料金及び部屋数について、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件(ただし、当該契約において定めている、当該宿泊料金について自社ウェブサイト等の販売経路と同等又は当該販売経路よりも有利なものとする条件を除く。)を定めるとともに、宿泊施設運営業者に対し、当該条件の遵守について、自ら要請し、又は我が国においてエクスペディアに対する支援業務を行うエクスペディアホールディングス(株)をして要請させている。</p>
競争者に対する取引妨害	(株)サイネックス及び(株)スマートバリューに対する件 (令和4年6月確約計画の認定)	<p>(株)サイネックス及び(株)スマートバリュー(以下「2社」という。)は、平成31年2月頃以降、自らのホームページをリニューアルする業務(以下「本件業務」という。)の発注を検討している市町村及び特別区(以下「市町村等」という。)に対してそれぞれが行う受注に向けた営業活動において、当該市町村等が本件業務の仕様において定める、ホームページの管理を行うために導入するコンテンツ管理システム(以下「CMS」という。)について、2社によって作成された、オープンソースソフトウェアではないCMSとすることが当該ホームページの情報セキュリティ対策上必須である旨を記載した仕様書等の案を、自らだけではCMSに係る仕様を設定することが困難な市町村等に配付するなどして、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が本件業務の受注競争に参加することを困難にさせる要件を盛り込むよう働き掛けている。</p>

## 独占禁止法違反被疑事件の処理状況⑤



## ウ 自発的な措置に関する公表（1件（優越的地位の濫用））

行為類型	件名	概要
優越的地位の濫用	(株)セブン-イレブン・ジャパンによる対応について（令和4年12月事案の概要を公表）	公正取引委員会は、(株)セブン-イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」の徴収について、同社の取引先が下請法上の勧告を受けたことを踏まえ、優越的地位の濫用の観点からみた問題の有無について事実確認するため資料を求めるなどしたところ、同社から、当該徴収を取りやめ、徴収していた取引先に対して、その旨を通知するなどの措置を自発的に講じた旨の報告があったため、これ以上の対応は行わないこととした旨を公表した。

## (2) 令和5年4月～10月における処理状況

## ア 排除措置命令及び課徴金納付命令（排除措置命令1件（入札談合：1件））

違反行為	件名	概要
入札談合	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件（令和5年9月排除措置命令）	高知県発注の地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金 8626万円）

## イ 確約計画の認定（3件（優越的地位の濫用：1件、排他条件付取引又は拘束条件付取引：1件、拘束条件付取引：1件））

違反被疑行為	件名	概要
優越的地位の濫用	(株)ダイコクに対する件（令和5年4月確約計画の認定）	<p>(株)ダイコクは、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 返品</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。</p> <p>(2) 従業員等の派遣の要請</p> <p>ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>

## 独占禁止法違反被疑事件の処理状況⑥



違反被疑行為	件名	概要
排他条件付取引又は拘束条件付取引	福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件 （令和5年6月確約計画の認定）	<p>福岡有明漁連は、漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。</li> <li>(2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。</li> <li>(3) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。</li> <li>(4) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。</li> </ol>
拘束条件付取引	TOHOシネマズ(株)に対する件 （令和5年10月確約計画の認定）	<p>TOHOシネマズ(株)は、遅くとも平成28年11月頃以降、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、次のいずれか又は複数を求めることによって、自社を他の興行会社よりも有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようにさせている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配給会社が限定作品（注）とする映画作品について、当該配給会社は             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 当該映画作品のメイン館を決定しようとする場合に行うオファーに関しては、原則として、興行会社の中でTOHOシネマズを最初のオファーの相手方とする</li> <li>イ 当該映画作品のメイン館を他の興行会社の運営する映画館とすることに決定しており、かつ、メイン館系映画館（当該メイン館を含み、TOHOシネマズ系映画館を除く。以下同じ。）に加えて、当該メイン館系映画館以外の映画館における上映も予定している場合に行うオファーに関しては、上映を予定している地域ごとに、当該地域に所在するメイン館系映画館を対象とするオファーの次に、TOHOシネマズに対して当該地域に所在するTOHOシネマズ系映画館を対象とするオファーを行うなどすること。</li> </ol> </li> <li>(2) TOHOシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、TOHOシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること。</li> </ol> <p>（注）上映する映画館の数を限定する予定の映画作品</p>

## 独占禁止法違反被疑事件の処理状況⑦



## ウ 警告（1件（不当廉売））

違反被疑行為	件名	概要
不当廉売	三愛リテールサービス(株)について (令和5年5月警告)	三愛リテールサービス(株)は、茨城県土浦市に所在する給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。

## エ 注意（1件（優越的地位の濫用））

行為類型	件名	概要
優越的地位の濫用	みずほ証券(株)に対する件 (令和5年4月注意)	みずほ証券(株)は、新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセスにおいて、新規上場会社に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用））の規定の違反につながるおそれのある行為を行っていた。

## オ 自発的な措置に関する公表（1件（優越的地位の濫用））

行為類型	件名	概要
優越的地位の濫用	オーケー(株)による納入業者に対する競合店対抗値下げ補填の要請への対応について (令和5年8月事案の概要を公表)	公正取引委員会は、オーケー(株)が、納入業者との価格交渉に当たり、納入業者に対し、競合店対抗値下げ補填（注）の要請を行っているとの情報に接したことから、競合店対抗値下げ補填の事実やその運用等について、優越的地位の濫用の観点から問題がないか等の確認を行うため、同社に資料を求めるなどしたところ、同社から、自発的に競合店対抗値下げ補填自体を取りやめた旨の報告を受けたため、これ以上の対応を行わないこととした旨を公表した。（注）オーケーが、競合店の販売価格に対抗して、自社の店舗における販売価格を競合店と同額まで引き下げて販売した場合に、そのときの差額分の全部又は一部を納入業者の負担とすること。

## 課徴金減免申請の状況



カルテル等の発見・解明を容易にするために、違反事業者が自らの違反事実を報告すれば、一定の要件の下で課徴金を減免する制度（以下「課徴金減免制度」という。）が平成17年独占禁止法改正により導入され、調査協力減算制度が令和元年独占禁止法改正により導入された（令和元年独占禁止法改正法の施行に合わせて、減免申請の方法はファクシミリから、電子メールに変更された。）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率 (課徴金減免制度)	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
前	1位	全額免除	+最大40%	全額免除
	2位	20%		最大60%
	3～5位	10%		最大50%
	6位以下	5%		最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め最大5社まで)	10%	+最大20%	最大30%
	上記以下	5%		最大25%

令和4年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、22件であった（課徴金減免制度の導入から令和4年度末までの累計は1,417件）。

公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトに、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

### 課徴金減免制度が適用された最近の事件（このうち、「●」は調査協力減算制度が適用された事件）

- 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件（令和4年10月課徴金納付命令）
- 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者らに対する件（令和4年10月課徴金納付命令）
- 炭素鋼製突合せ溶接式管継手の製造販売業者らに対する件（令和4年12月課徴金納付命令）
- 独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件（令和5年3月課徴金納付命令）
- 旧一般電気事業者らに対する件（令和5年3月課徴金納付命令）
- 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者らに対する件（令和5年9月課徴金納付命令）



## 刑事告発



犯則調査権限を用いた調査を行い、以下の者等について、検事総長に対し刑事告発を行っている（平成2年6月20日に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を公表して以降19件の刑事告発）。

違反行為	件名	概要等
入札談合	東海旅客鉄道㈱が発注する中央新幹線に係る建設工事の指名競争見積参加業者 (平成30年3月23日告発)	<p>東海旅客鉄道㈱が土木工事の請負業等を営む法人4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、当該4社及びこれらのうち2社の中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していた者2名が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した。</p> <p>東京地方検察庁は平成30年3月23日に起訴し、同年10月22日及び令和3年3月1日、東京地方裁判所において被告会社に1億8000万円から2億5000万円の罰金、被告会社の建設工事の受注等に関する業務に従事していた者に懲役1年6月（執行猶予3年）の有罪判決が出された。</p> <p>被告人2社2名は、令和3年3月10日に控訴し、令和5年3月2日、東京高等裁判所において、控訴棄却の判決が出された（2社2名は上告した。）。</p>
入札談合	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者 (令和2年12月9日告発)	<p>独立行政法人地域医療機能推進機構が平成28年及び平成30年それぞれにおいて一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、医薬品の卸売業等を営む法人3社及びこれら3社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者7名が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した。</p> <p>東京地方検察庁は令和2年12月9日に起訴し、令和3年6月30日、東京地方裁判所において被告会社に2億5000万円の罰金、被告会社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者に懲役1年6月から2年（執行猶予3年）の有罪判決が出された。</p>
入札談合	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札等参加業者 (令和5年2月28日告発)	<p>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約（以下「テストイベント計画立案等業務委託契約等」という。）の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、広告代理業等又はイベントの企画・運営等を営む法人6社及び同6社でテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していた1名が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した。</p> <p>東京地方検察庁は令和5年2月28日に起訴した。</p>

## 入札談合等関与行為防止法関係



(1) 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）は、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」を防止することを目的とする法律である。

(2) 現在までに、公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法に基づき、発注機関の長に対し、12件の改善措置要求を行っている。

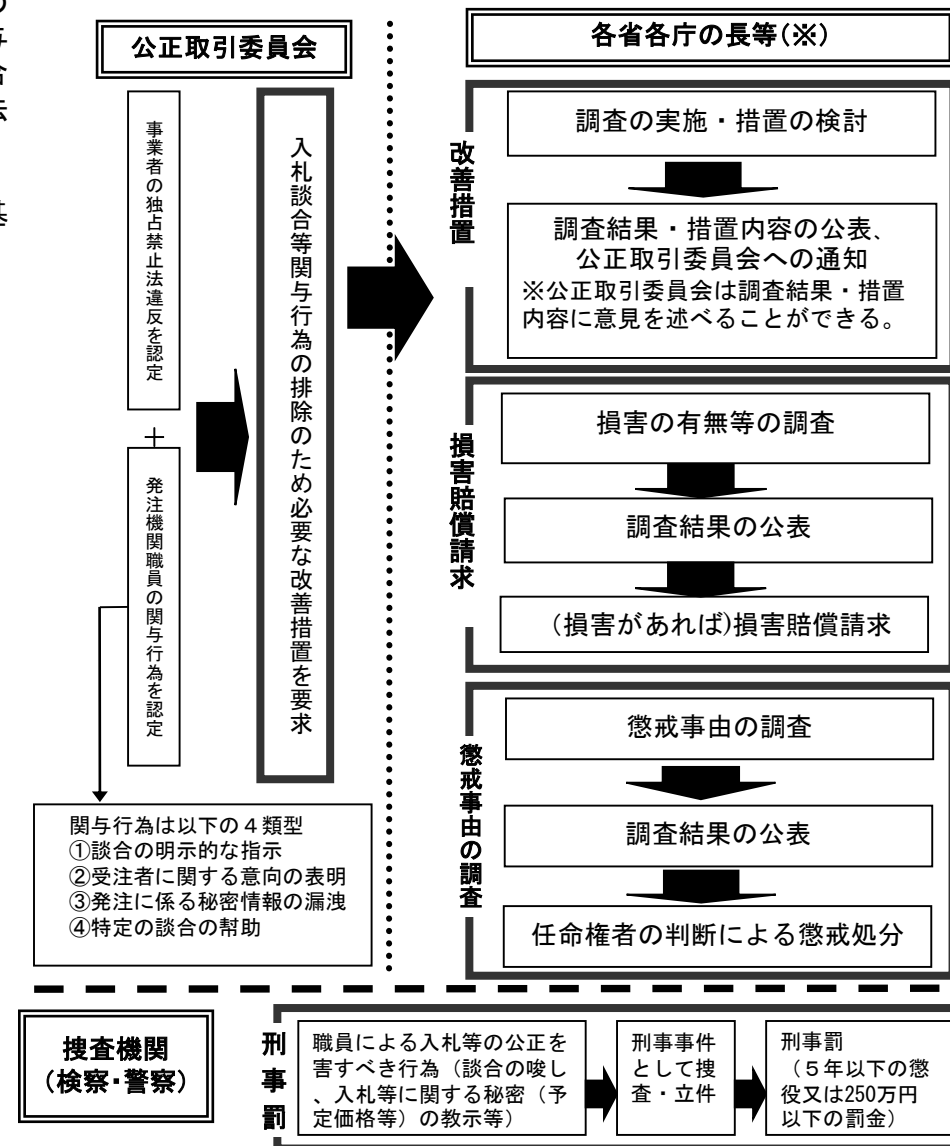
## ＜直近の改善措置要求事例＞

件名	関与行為	改善措置要求
鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）発注の融雪・消雪基地機械設備工事の入札前に、未公表情報である予定価格を、特定の入札参加業者に教示	・平成26年3月、 <u>鉄道・運輸機構理事長に対し改善措置を要求</u> ・平成26年9月、 <u>鉄道・運輸機構が改善措置を報告</u>
東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示	浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示	・令和元年7月、 <u>東京都知事に対し改善措置を要求</u> ・令和元年12月、 <u>東京都知事が改善措置を報告</u>

## 発注機関のコンプライアンス向上に向けた取組

- ✓ 発注機関の調達担当者等の法令遵守意識向上等の観点から、連絡担当官（国の本省庁及び地方支分部局等の会計課長等）会議の開催（令和4年度：全国9か所まで合計11回）
- ✓ 発注機関が主催する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の研修会への講師派遣、及び公正取引委員会が主催する研修会の実施（令和4年度：全国で261回、令和5年度（4～9月）：全国で138回）

（参考）入札談合等関与行為防止法の概要



※①各省各庁の長（財政法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）、②地方公共団体の長、③国、地方が1/2以上出資する法人の代表者、④国、地方が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の1/3以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社の代表者

## 企業結合審査の概要①

独占禁止法は、①一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合等における株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の禁止、②事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止及び③銀行又は保険会社の議決権保有の制限を規定するとともに、一定規模等の条件を満たす企業結合についての届出又は報告義務を規定している。

公正取引委員会は、届出が行われた企業結合等について届出会社とのコミュニケーションを十分にとりつつ、迅速かつ的確に審査を行っている。

### 1 企業結合審査の基本的な考え方

#### 企業結合計画

株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等

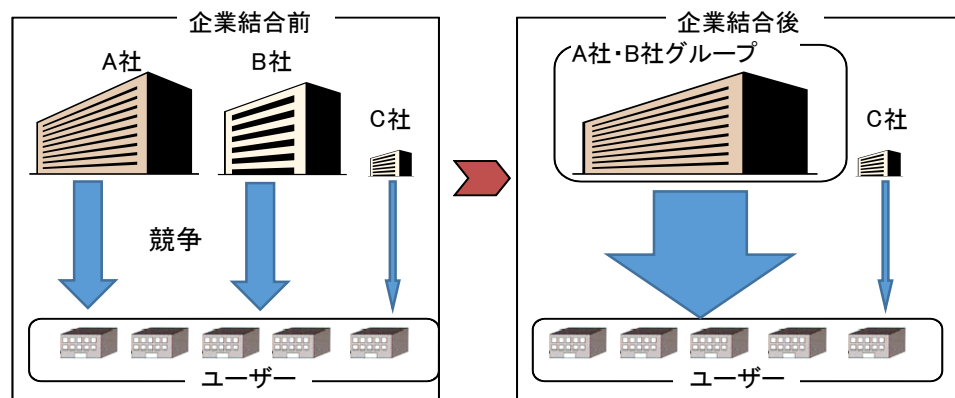
一定の要件に合致するものは、事前届出の義務(30日前)

- 企業結合により
- 一定の取引分野における
- 競争を実質的に制限することとなる場合

#### 企業結合の禁止

※ただし、独占禁止法上の問題を解消する措置が採られる場合には容認

### 競争制限の具体例



- A社・B社グループが販売価格を自由にコントロール
- ユーザーにとって購入先の選択肢が狭まり、売手の値上げに対抗する手段が無くなる

## 2 一定の取引分野の画定

一定の取引分野の画定に当たっては、当事会社グループが行っている事業全てについて、取引の対象となる商品の範囲及び地理的範囲をそれぞれ画定する。基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点からも画定。

### 一定の取引分野の画定の基本的な考え方

○一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲を示すものである（「商品範囲」及び「地理的範囲」がある。）。

○需要者にとっての代替性は、ある地域において、ある事業者が、ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げをした場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮して判断される。

- ・一定の取引分野を画定する際の上記のような考え方は、SSNIP (Small but Significant and Non-transitory Increase in Price) テストと呼ばれている。
- ・SSNIPテストは、欧米においても用いられている考え方である。
- ・「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅は5～10%程度、期間は1年程度のことを指している。
- ・ある商品について、内外の需要者が内外の供給者を差別することなく取引しているような場合には、国境を越えて地理的範囲が画定される。

## 3 競争の実質的制限

### (1) 企業結合審査におけるセーフハーバー

（セーフハーバーとは、通常、競争上問題とならないと考えられる範囲）

水平型企業結合	① HHI1, 500以下 ② HHI1, 500超2, 500以下かつHHI増分250以下 ③ HHI2, 500超かつHHI増分150以下
垂直・混合型企業結合	① 市場シェア10%以下 ② HHI2, 500以下かつ市場シェア25%以下

(注) HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、一定の取引分野における各事業者の市場シェアを2乗して合計したもの。

※ ただし、セーフハーバーに該当しない場合であっても、直ちに違法となるわけではない。

## 企業結合審査の概要③

(2) セーフハーバー基準に該当しない事案については、以下の判断要素を勘案して、競争制限の有無を判断

- ① 当事会社グループの地位及び競争者の状況
  - (ア)市場シェア及び順位、(イ)当事会社間の従来の競争の状況、
  - (ウ)競争者の供給余力、(エ)差別化の程度等
- ② 輸入（おおむね2年以内を目安に評価）
  - (ア)制度上の障壁の程度、
  - (イ)輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題の有無、
  - (ウ)輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度、
  - (エ)海外の供給可能性の程度
  - ※ 現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、上記点を検討
- ③ 参入（同前）
  - (ア)制度上の参入障壁の程度、(イ)実態面での参入障壁の程度、
  - (ウ)参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度、
  - (エ)参入可能性の程度
- ④ 隣接市場からの競争圧力
  - (ア)競合品（当該商品と類似の効用等を有する商品）の存在、
  - (イ)地理的に隣接する市場の状況等
  - ※ 近い将来における競合品の競争圧力（隣接市場からの競争圧力）についても考慮
- ⑤ 需要者からの競争圧力
  - (ア)需要者の間の競争状況、(イ)取引先変更の容易性、
  - (ウ)市場の縮小等
- ⑥ 総合的な事業能力、効率性
- ⑦ 当事会社グループの経営状況
- ⑧ 一定の取引分野の規模
  - 当事会社グループの一部の会社又は企業結合の対象となったその事業部門が業績不振の場合についても考慮

## 4 企業結合計画に関する届出制度・届出等件数

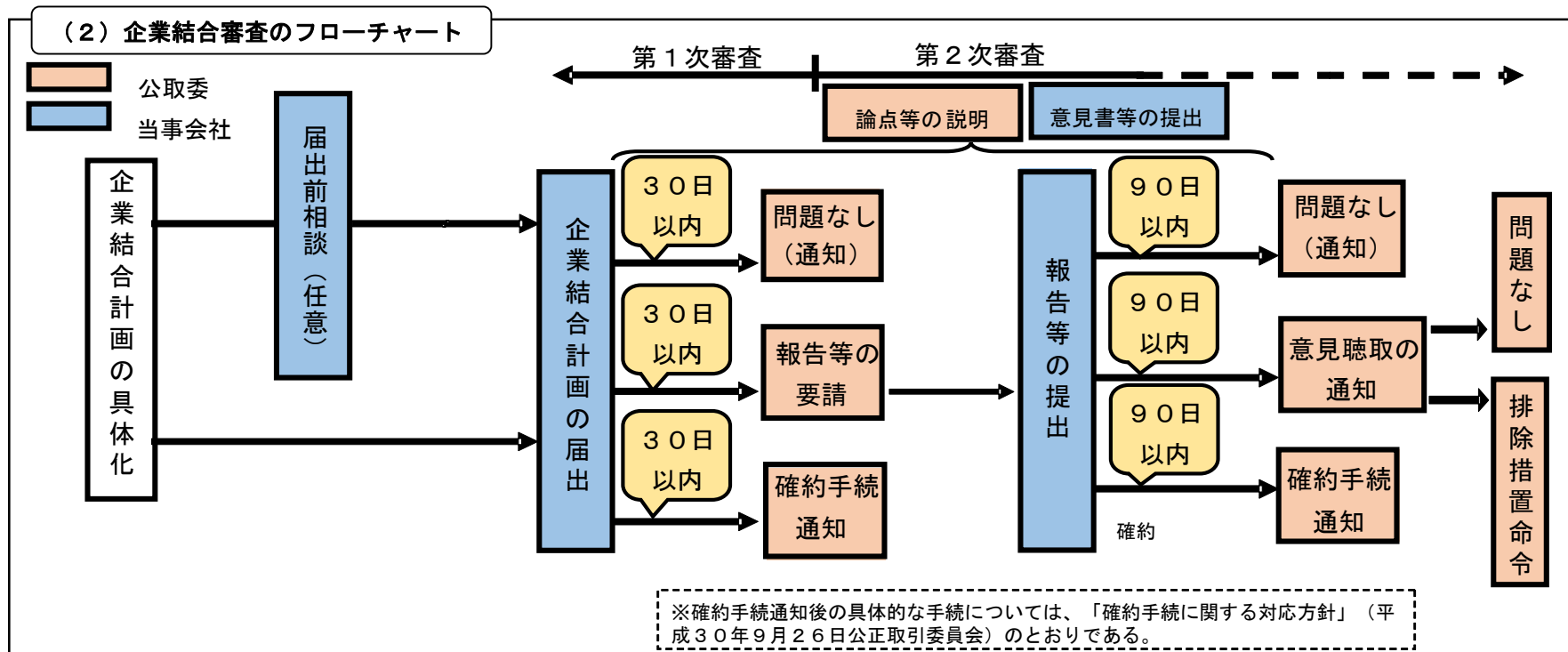
### (1) 企業結合計画に関する届出制度

独占禁止法では、一定規模を超える会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受けを行う場合には、あらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないとされている（形態別の届出を要する場合の概要は右表参照）。

※ 独占禁止法では、届出受理の日から30日を経過するまでは株式取得等をしてはならないとされている（当該期間を「禁止期間」という。）ところ、①独占禁止法上の問題がないことが明らかな場合、かつ②当事会社が書面で申し出た場合には、禁止期間の短縮を認めることができる。

形態(関係法条)		届出を要する場合の概要
株式取得(第10条)		① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の株式を取得し ③ 議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合
合併(第15条)、 共同株式移転(第15条の3)		① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 合併(又は共同株式移転)をする場合
分割(第15条の2)	共同新設分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 共同新設分割により設立する会社に事業の全部を承継させる場合 等
	吸収分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高合計額50億円超の会社に ③ その事業の全部を承継させる場合 等
事業等譲受け(第16条)		① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の会社から事業の全部の譲受けをする場合 等

## 企業結合審査の概要④



## (3) 届出等件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 4~9月
届出件数	266	337	306	144
第1次審査で終了したもの	258	328	299	120
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(199)	(248)	(243)	(89)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	7	8	7	4
第2次審査に移行したもの	1	1	0	0

(注) 令和5年度4~9月の「届出件数」には、令和5年10月以降においても引き続き審査を行っている案件(第1次審査中の20件)を含む。

## 企業結合審査の概要⑤

### 5 企業結合ガイドライン及び企業結合手続対応方針の改定

#### (1) 制度・趣旨

近年、デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていること等から、成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針（企業結合手続対応方針）」を改定。

#### (2) 企業結合ガイドラインの改定のポイント

##### 1 一定の取引分野の画定

- (1) デジタルサービス等の特徴である多面市場の場合の考え方を明記
- (2) 価格ではなく品質等を手段とした競争が行われている場合の考え方を明記
- (3) デジタルサービス等の商品範囲・地理的範囲の画定に当たっての考慮事項を明記

##### 2 競争の実質的制限

- (1) 研究開発を行っている企業が企業結合を行う場合の考え方を明記
- (2) デジタルサービスの特徴（多面市場、ネットワーク効果、スイッチングコスト等）を踏まえた競争分析の考え方を明記
- (3) データが市場で取引され得るような場合の他社へのデータの供給拒否等の考え方を明記
- (4) データ等の重要な投入財を有するスタートアップ企業等を買収することによる新規参入の可能性の消滅の考え方を明記
- (5) データの競争上の重要性等の評価の考え方を明記

#### (3) 企業結合手続対応方針の改定のポイント

- 1 届出基準を満たさない企業結合計画であっても、買収に係る対価の総額が大きく我が国の需要者に対する影響が見込まれる場合には企業結合審査を行う旨を明記
  - 2 届出基準を満たさないが公正取引委員会に相談することが望まれる基準を明記
  - 3 企業結合審査において提出を求める資料の例として、当事会社の内部文書（※）を明記
- ※令和4年6月、内部文書の提出に係る実務（提出を求める文書の範囲、提出方法等）の詳細を公表

# 企業結合審査の事例①

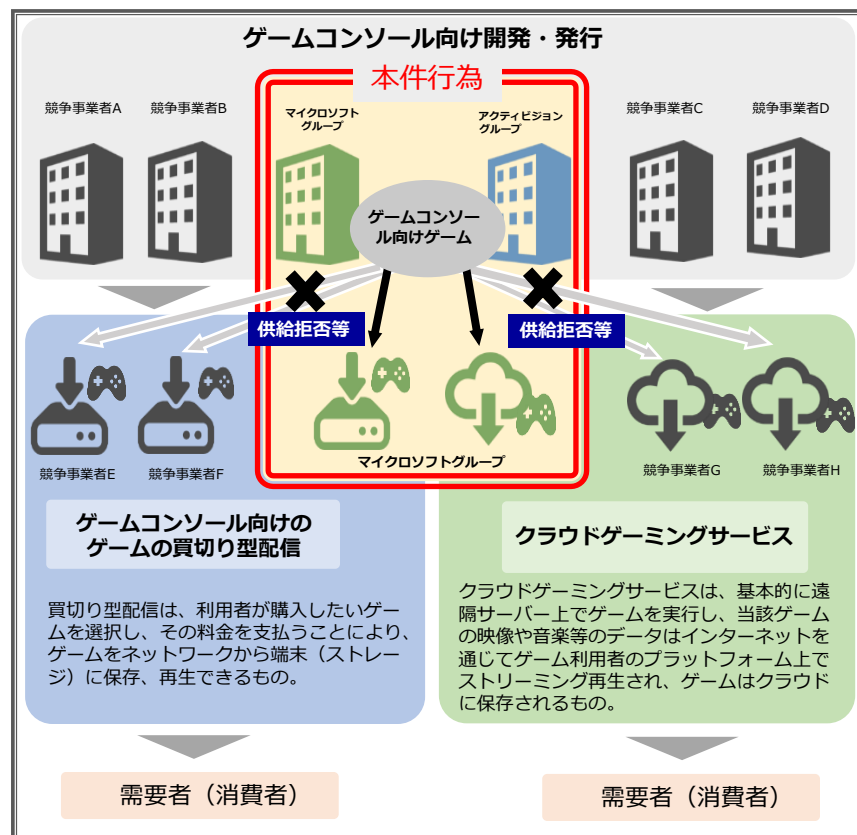
## 事例①

○マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合（令和5年3月審査結果公表）

### 審査の視点

本件行為により、競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられる、**ゲームコンソール向けゲームの提供拒否等**について、関連する市場における競争を実質的に制限することとなるか

### 一定の取引分野の画定 及び 競争の実質的制限についての検討



### 公正取引委員会の評価

- ゲームコンソール向けのゲーム買切り型配信事業者等への供給拒否等
  - ➔ **垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当**
- クラウドゲーミングサービス提供事業者への供給拒否等
  - ➔ **有力な競争事業者が存在**
  - ➔ **ゲームはデジタル形式で配信されるため、供給余力が不足することになるとは考え難い**

#### 下記の取引分野についても検討

- 水平：PC向けゲーム開発・発行、ゲームコンソール向けゲーム開発・発行 等
- 垂直：PC向けゲーム開発・発行 ⇒ PC向けゲームの買切り型配信 等
- 混合：PC向けゲーム開発・発行 ⇔ PC向けOS提供

競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断



## 事例②

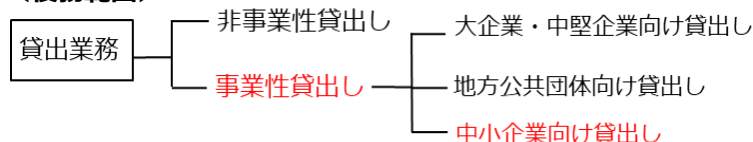
○株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の株式取得（令和3年6月審査結果公表）

## 審査の視点

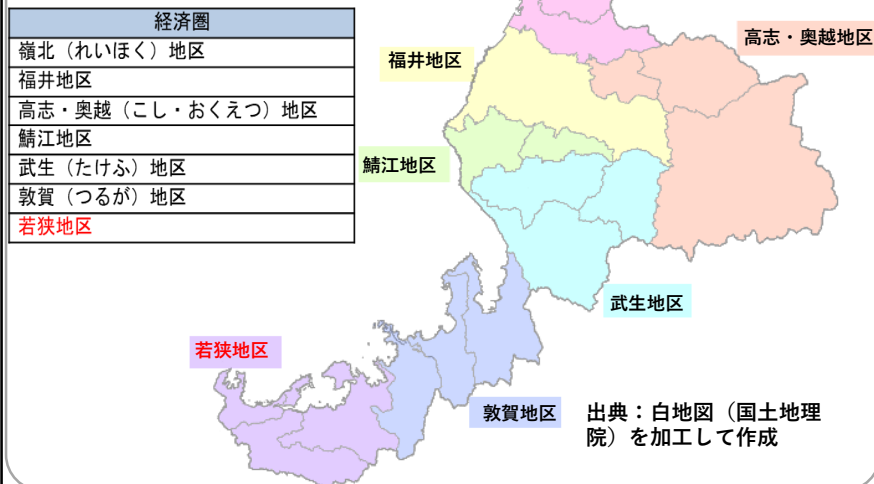
本件株式取得により、需要者にとって十分な金融機関等の選択肢がなくなり、競争が実質的に制限されることとなるか

## 一定の取引分野

## ＜役務範囲＞



## ＜地理的範囲＞



## 公正取引委員会の評価

## 単独行動

競争事業者の牽制力が十分働く

6  
経済圏

## 当事会社

【合算市場シェア】  
約35%～50%  
(第1位)

牽制力

## 競争事業者

有力な者が2名ずつ存在  
(6経済圏いずれも)  
【市場シェア】約15～35%  
【供給余力】十分と認められる

若狭地区

## 当事会社

【合算市場シェア】  
約50%  
(第1位)

牽制力

## 競争事業者

地区又は地区外に店舗を置く者が複数存在  
【市場シェア】約5～35%  
【供給余力】十分と認められる

## 協調的行動

以下の事情から困難

- 取引条件が多面的かつ貸出案件ごとに異なり、非公表
- コスト水準は金融機関によって異なる

競争を実質的に制限することとはならないと判断

## 優越的地位の濫用への対処①

独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

### 優越的地位

○一方の当事者が取引の相手方に対して「優越的地位」にある場合とは、取引の相手方にとって一方の当事者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、一方の当事者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方が受け入れざるを得ないような場合をいう。

※ 優越的地位が認定された具体例としては、スーパーマーケットやホームセンターと納入業者との関係、金融機関と融資先企業との関係、フランチャイザーとフランチャイジーや納入業者との関係などがある。

### 正常な商慣習に照らして不当に

正常な商慣習とは、公正な競争秩序の維持・促進の観点からは認められるものをいい、個別具体的に判断する。

### 不利益を与えること

○優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

#### ①購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること。

#### ②協賛金等の負担要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。  
取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させること。

#### ③従業員等の派遣要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること。

#### ④その他の経済上の利益の提供要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること。

#### ⑤受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。

#### ⑥返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること。

#### ⑦支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。

#### ⑧減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。

#### ⑨取引の対価の一方的決定

自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること。

#### ⑩やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること。

## 優越的地位の濫用への対処②

### 公正な取引ルールの整備

- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定（平成22年11月公表）。
- 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（物流特殊指定）を制定（平成16年4月から施行）。
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）を制定（百貨店業に係る特殊指定は廃止）（平成17年11月から施行）。
- 下請法の改正により、①ソフトウェア、テレビ番組等の情報成果物の作成委託及び②運送、ビルメンテナンス等の役務の提供委託に係る下請取引を下請法の対象に追加（平成16年4月から施行）。
- 下請法の適用対象とならない取引であっても、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを独占禁止法Q&Aの作成・公表によって明確化。優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、令和4年2月16日、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置。

### 違反行為への厳正かつ効果的な対処（違反事件の処理）

公正取引委員会では、従来、優越的地位の濫用行為に係る情報に接した場合には、独占禁止法違反事件として厳正に対処しており、最近10年間（平成25年度～令和4年度）において、5件の法的措置<sup>（注）</sup>及び3件の警告を行っている。（注）法的措置には確約計画の認定を含む。

また、優越的地位の濫用行為を未然に防止する観点から、優越的地位の濫用行為に係る事件について効率的かつ効果的に調査を行うため、平成21年に審査局内に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、濫用行為の抑止・早期是正に努めている。令和4年度においては、インボイス制度に関連した優越的地位の濫用行為に係る事件など55件の注意を行った。

（年度別優越的地位濫用注意件数）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	58	49	51	48	49	56	29	47	46	55

### インボイス制度の実施に関連した注意事項

一部の発注事業者が経過措置<sup>（注）</sup>により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った事例がみられた。

（注）免税業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

このため、公正取引委員会は、発注事業者に対し、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から注意を行った（令和5年9月末時点：36件）。

#### 【注意した主な事業者及びその取引の相手方】

注意した事業者の業態	取引の相手方	注意した事業者の業態	取引の相手方	注意した事業者の業態	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター	造園工事業者	植木師・庭師	出版業者	執筆者
農産物加工品製造販売業者	農家	キャストイング業者	司会者	中小企業診断士協会	中小企業診断士
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家	社会保険労務士会	社会保険労務士	声優プロダクション	声優
人材派遣業者	翻訳者・通訳者	家庭教師派遣業者	家庭教師	イベント企画業者	イベントスタッフ
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家	芸能事務所	ナレーター		
カルチャー教室運営事業者	カルチャー教室講師	フードデリバリー業者	配達員		

## インボイス制度の導入に係る対応

令和5年10月のインボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）の導入に際して想定される独占禁止法や下請法上の問題についての考え方をQ&Aの形で明らかにした（令和4年1月19日関係省庁連名で公表、同年3月8日改正。）。

## インボイス制度への対応に関するQ &amp; Aについて（概要）

Q7

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1	取引対価の引下げ	取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。
2	商品・役務の成果物の受領拒否等	取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。
3	協賛金等の負担の要請等	取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。
4	購入・利用強制	取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。
5	取引の停止	事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。
6	登録事業者となるような恣意等	課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

公正取引委員会ホームページ上に「インボイス制度関連コーナー」を設け、インボイス制度への対応に関するQ & Aや相談窓口などを掲載（<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>）



## 下請法の概要

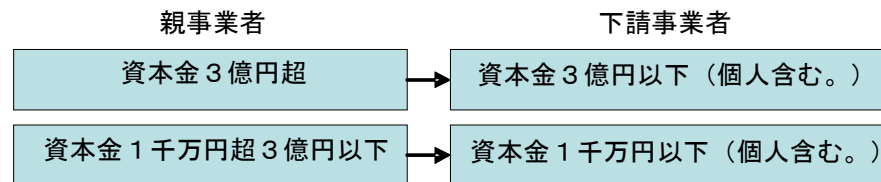
下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額等の親事業者の不当な行為を禁止している。

### 1 目的（第1条）

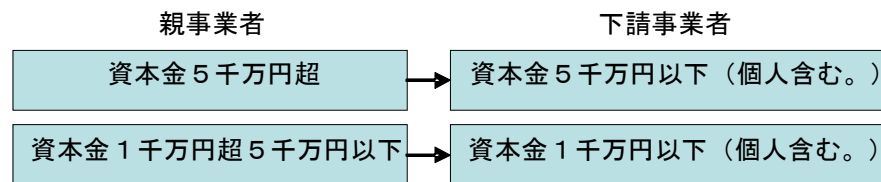
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

### 2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

- (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成（プログラム作成に係るもの）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- (2) 情報成果物作成（プログラム作成に係るものを除く。）  
 ・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く。）



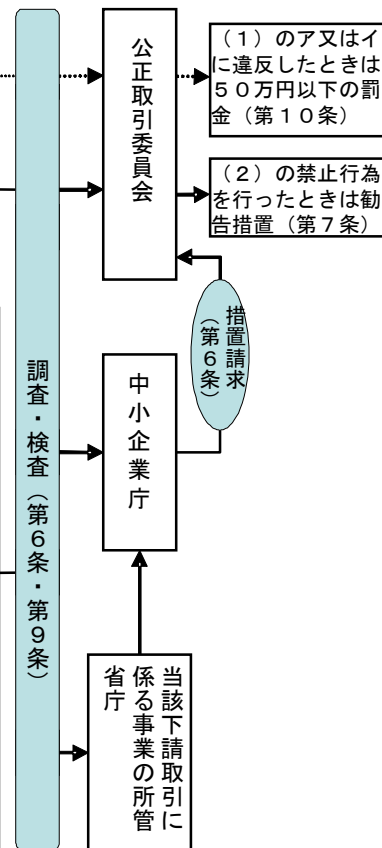
### 3 親事業者の義務及び禁止行為並びに勧告措置等

#### (1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### (2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったときの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 購入強制・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



## 下請法の運用状況①



## 定期調査の実施

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者に対して、定期的な調査を実施することにより、違反行為の発見に努めている。

令和5年度における定期調査は、親事業者80,000名に実施した。今後、当該親事業者と取引のある下請事業者300,000名以上を対象に実施する予定である。

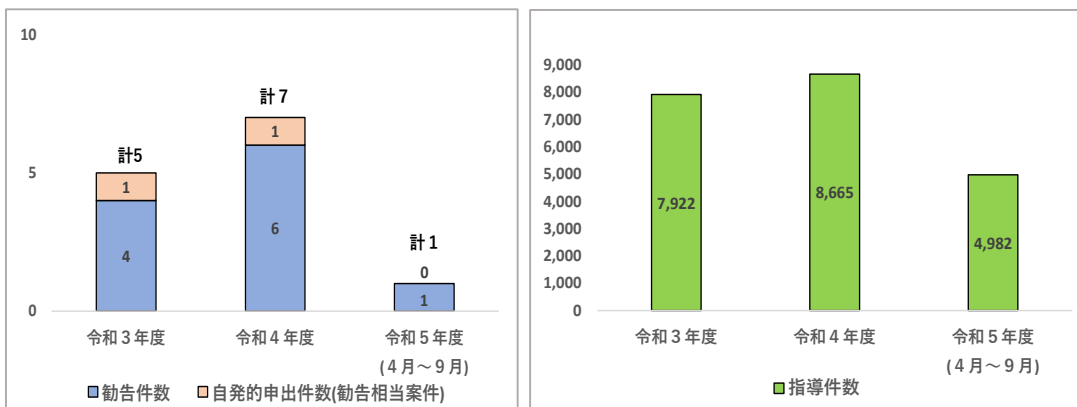
第1表 定期調査の状況

年度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)
令和3年度	65,000	300,000
製造委託等	37,280	169,318
役務委託等	27,720	130,682
令和4年度	70,000	300,000
製造委託等	37,993	176,799
役務委託等	32,007	123,201
令和5年度	80,000	300,000以上(11月発送予定)
製造委託等	46,900	-
役務委託等	33,100	-

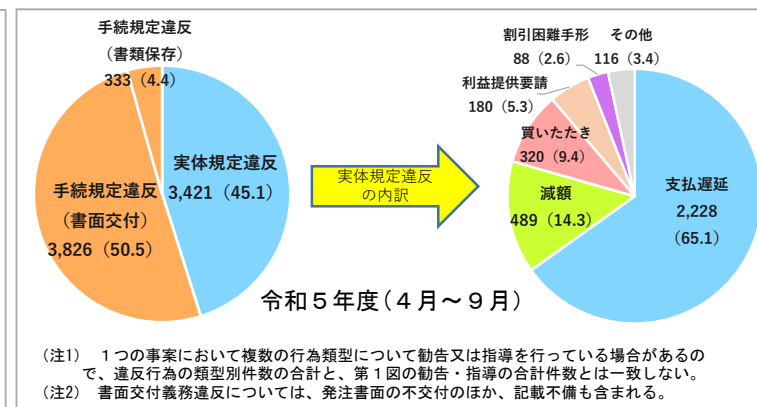
## 下請法違反被疑事件の処理状況

令和4年度においては、勧告6件及び指導8,665件の措置を講じている。また、令和5年度(4月～9月)においては、勧告1件(下請代金の減額)及び指導4,982件の措置を講じている。

第1図 下請法違反被疑事件の処理件数の推移 [単位: 件]



第2図 勧告・指導の行為類型別件数 [単位: 件 (%)]



○ 令和5年度(4月～9月)において下請事業者が被った不利益について、総額3億335万円相当の原状回復が行われた。

主な違反行為類型の内訳	減額	支払遅延	返品	全違反行為類型の合計
返還等を受けた下請事業者数	2,473名	1,023名	76名	3,716名
原状回復の金額	9662万円	1億9589万円	875万円	3億335万円

## 下請法の運用状況②

### 勧告事件の概要（令和5年度）

#### ◇減額事件

#### ○ 家庭電気製品の販売業者に対する件（令和5年6月）

A社は、自社の店舗等で販売する家庭電気製品等の製造を下請事業者に委託しているところ、「拡売費」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた（下請事業者2名に対し、総額7310万9046円）。

### 下請法違反の実例（令和4年度）①

#### ○ 買ったたきに関連するもの

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。また、令和4年3月30日、公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージの内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、さらに、令和5年3月1日、「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。

#### <違反実例①>

電動工具の部品の製造を下請事業者に委託していた電動工具販売会社は、単価引上げを求める下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼した下請事業者に、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。

#### <違反実例②>

港湾運送業務を下請事業者に委託している運送会社は、下請事業者からエネルギーコスト等の上昇のため、取引価格の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

## 下請法の運用状況③

### 下請法違反の実例（令和4年度）②

#### ○ 金型に関連するもの

金型に関する取引条件の改善については、以前から、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（令和2年12月から中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）等において議論されているところ、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月には型取引の適正化推進協議会報告書が取りまとめられていることも踏まえ、公正取引委員会としても、不適切な取引事案については厳正に対処することとしている。

##### <違反実例①>

発電所で用いられる高温高圧バルブの部品の製造を下請事業者に委託している発電用バルブ製造会社は、自社が所有する木型及び金型（以下「木型等」という。）を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、木型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

（不当な経済上の利益の提供要請）

##### <違反実例②>

金型の製造を下請事業者に委託している自動車部品等製造会社は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、製品の量産終了後も長期間使用されない金型を無償で保管させていた。（不当な経済上の利益の提供要請）

#### ○ フリーランスに関連するもの

近年、フリーランスとして安心して働ける環境の整備が政府全体として課題となっているところ、公正取引委員会は、親事業者に対し、個人事業者と取引を行う場合には取引条件等の必要記載事項を記載した書面を必ず交付し、定められた支払期日までに下請代金を確実に支払うとともに、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行い、このような事案に接した場合には厳正に対処することとしている。

##### <違反実例>

広告デザインの作成等を個人事業主の下請事業者に委託している広告会社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。（書面の交付義務違反）



## 下請取引の適正化及び企業間取引の公正化への取組



## 積極的な普及・啓発

## &lt; 下請法及び優越的地位の濫用規制に係る講習 &gt;

## ① 下請取引適正化推進講習

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同での広報活動のほか、下請法に関する「下請取引適正化推進講習」を実施

令和5年度：下請取引適正化推進講習動画をウェブ上で公開



〈講習動画〉

## ③ 応用講習

下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「応用講習」を実施

令和5年度：応用講習動画をウェブ上で公開



〈講習動画〉

## ② 基礎講習

下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象として、下請法等の基本的な内容の説明を行う「基礎講習」を実施

令和5年度（9月末時点）：基礎講習動画をウェブ上で公開のほか、講習会16回開催



〈講習動画〉

## ④ 業種別講習

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習」を実施

令和5年度：物流特殊指定に係る講習動画及びソフトウェア業に係る講習動画をウェブ上で公開



物流特殊指定



ソフトウェア業

## 相談等へのきめ細かな対応、団体への要請等

公正取引委員会は、年間を通して、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けており、令和5年度（9月末時点）は、10,322件に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、令和3年10月1日からフリーダイヤル化している。そのほか、以下の取組を実施

## コンプライアンス確立のための積極的支援

事業者等からの下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣

令和5年度（9月末時点）： 32回

## 中小事業者等のためのオンライン相談会

中小事業者等からの要望に応じ、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を開催

令和5年度（9月末時点）： 2回

## 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末の金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、令和4年11月25日、下請法違反行為が行われないよう、関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請

## 取引状況の的確な把握

## 「下請取引等改善協力委員」

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱（定員：153名）。令和5年度においては6月以降下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を実施

## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（R3.12）

- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁し、賃上げが可能となる取引環境を整備するため、関係省庁において政府横断的な転嫁対策の取組を取りまとめ。

## 令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン（R4.3）

- 転嫁円滑化施策パッケージが取りまとめられたことを踏まえ、価格転嫁円滑化スキーム（中小企業庁・事業所管省庁と連携）、独占禁止法の執行強化、下請法の執行強化の3つの柱から構成されるアクションプランを策定し、従来にない規模の取組を推進。

### 価格転嫁円滑化スキーム

- ・ 「違反行為情報提供フォーム」による中小事業者等からの情報収集
- ・ 価格転嫁に係る業種分析報告書の作成
- ・ 下請法上の重点立入業種の選定、重点的な立入検査の実施及び法遵守状況の自主点検（P.33参照）

### 独占禁止法の執行強化

- ・ 「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（P.35参照）
  - ・ スタートアップをめぐる取引に関する調査（P.37参照）
  - ・ 荷主と物流事業者との取引に関する調査
- 等

### 下請法の執行強化

- ・ 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対し改善報告書の提出を要請
- ・ 下請取引の監督強化のため、過去の指導や勧告の情報を一元的に管理する情報システムを構築
- ・ ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査（P.39参照）

## 令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン（R5.3）（P.40参照）

- 令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、適正な価格転嫁に向けて、取引の公正化の更なる推進を図るために、新たにアクションプランを策定。

- 下請法違反行為が多く認められる業種として19業種を選定し、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請。
- 自主点検の内容：取引先からの価格引上げ要請に対する対応状況、問題につながるおそれのある行為の有無、法遵守に向けた社内管理体制の有無等

番号	業種名 (注)	回答割合	所管省庁
1	化学工業	26.6%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
2	鉄鋼業	64.8%	経済産業省
3-4	非鉄金属製造業、金属製品製造業	33.4%	経済産業省
5-8	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業	16.4%	厚生労働省、経済産業省
9	電気機械器具製造業	9.9%	経済産業省
10	情報通信機械器具製造業	18.4%	経済産業省
11	輸送用機械器具製造業	54.4%	経済産業省、国土交通省
12	放送業	49.8%	総務省
13	情報サービス業	14.0%	経済産業省
14	映像・音声・文字情報制作業	17.0%	総務省
15	道路貨物運送業	1.3%	国土交通省
16	各種商品卸売業	17.5%	経済産業省
17	機械器具卸売業	13.4%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
18	広告業	72.0%	経済産業省
19	技術サービス業	18.0%	農林水産省、国土交通省
19業種平均		26.8%	-

(注1) 業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。

(注2) 回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。

**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組  
 (法遵守状況の自主点検② (令和4年12月14日公表))**

## 法遵守状況の自主点検結果に関する分析

- 価格転嫁状況の認識については、発注者の立場では「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が高いのに対し、受注者の立場では「おおむね転嫁できている」との回答割合は低い結果となった。
  - <発注者の立場での割合が19業種平均(81.4%)と比べて低い業種例>
    - 道路貨物運送業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業
    - ※ 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種の平均(87.2%)と比べて著しく低い業種例
    - 化学工業、生産用機械器具製造業
  - <受注者の立場での割合が19業種平均(39.4%)と比べて低い業種例>
    - 映像・音声・文字情報制作業、輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業、情報通信機械器具製造業
    - ※ 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種における法遵守状況の自主点検において、受注者の立場は点検の対象外
- 問題となるおそれのある行為(以下「独占禁止法Q & Aに該当する行為」という。)に係る認識について、一部の業種において、19業種平均と比べて、従来どおりの取引価格に据え置いた割合が高いとの傾向がみられた。このような下請法等の買いたたきに該当するおそれのある行為の未然防止に向けて、下請法等の買いたたきの考え方について周知徹底を図ってまいりたい。
  - <明示的に協議せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均(13.8%)と比べて高い業種例>
    - 道路貨物運送業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業
  - <価格転嫁をしない理由を文書等で回答せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均(6.0%)と比べて高い業種例>
    - 道路貨物運送業
    - (参考) 独占禁止法Q & Aに該当する行為を行ったと回答した事業者について、今後の対応を聞いたところ、引き続き独占禁止法Q & Aに該当する行為を続けると回答した事業者が、上記2つの類型について、それぞれ約2割、約5割と少なからず存在したが、その回答のほとんどは、道路貨物運送業と技術サービス業であった。
    - ※ 荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種における法遵守状況の自主点検において、本項目は点検の対象外

## 今後の取組及び考え方

- 今般の自主点検の結果において例示された業種を始めとして、事業者や事業者団体においては、適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底と併せて、法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保が求められる。公正取引委員会及び中小企業庁は、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、事業所管省庁と連携して、今般の自主点検の結果や関連施策の周知徹底を図りつつ、自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じ、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく。

**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組  
 (「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果① (令和4年12月27日公表))**

- 公正取引委員会は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえ、下請法運用基準を改正し(令和4年1月26日)、また、独占禁止法Q&Aを改正(令和4年2月16日)。令和4年6月、独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、緊急調査を実施。

## ◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q &amp; A Q20 (抜粋)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記①及び②の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

## 調査手法

- 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。
- 令和4年8月、上記発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、発注者合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について回答を求めた。
- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査(注)を306件実施(注：任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なる。)
- 令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、①名前を挙げた受注者の数、②過去の下請法違反歴の有無、③受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、立入調査、報告命令等も含めたより詳細な個別調査を実施(※対象：令和3年9月～令和4年8月に行われた取引)。

## 緊急調査を踏まえた対応

- 独占禁止法Q & Aの①又は②に該当する行為が認められた**発注者4,030社**に対し、**注意喚起文書を送付**（※業種ごとの送付件数は下表のとおり。）。
- また、個別調査の結果、多数の取引先について独占禁止法Q&Aの①に該当する行為が確認された**130の事業者**について、**独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表**（※この公表は、情報提供であり、独占禁止法・下請法違反やそのおそれを認定するものではない。）。

対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数
道路貨物運送業	278	不動産取引業	120	廃棄物処理業	71
不動産賃貸業・管理業	225	金属製品製造業	114	電気機械器具製造業	68
機械器具卸売業	210	広告業	112	飲食店	57
機械器具小売業	193	飲食料品小売業	112	はん用機械器具製造業	53
協同組合	192	生産用機械器具製造業	107	窯業・土石製品製造業	46
総合工事業	149	食料品製造業	105	運輸に附帯するサービス業	45
映像・音声・文字情報制作業	148	設備工事業	103	印刷・同関連業	44
輸送用機械器具製造業	133	その他の事業サービス業	100	電気業	38
建築材料、鋳物・金属材料等卸売業	131	化学工業	96	医療業	37
飲食料品卸売業	129	物品賃貸業	95	電子部品・デバイス・電子回路製造業	37
放送業	121	宿泊業	88	農業	37
				その他の業種	436

## ①調査の経緯／趣旨

- 令和2年11月「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」公表 (連携事業者との共同研究等の契約及び出資者との出資契約に係る問題事例等を掲載)
- 令和3年3月「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」公表 (令和4年3月改正。公正取引委員会及び経済産業省の連名)
- 令和4年6月「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組として、指針を踏まえた取引が行われているかを把握するため本調査を実施 (6月15日、書面調査票を発送・HPに掲載)

## ②調査の実施

書面調査	スタートアップ(※)向け： 約5,600社	回答者791社<14.0%>
	連携事業者・出資者向け： 約11,500社	回答者5,052社<44.0%> - うち、事業連携又は出資の経験が有る回答者829社<7.2%>
立入調査	連携事業者・出資者13社	<スタートアップとの取引が多い業種> 化学工業 → 連携、出資 情報サービス業 → 連携、出資 銀行業 → 連携、出資 金融商品取引業、 商品先物取引業 → 出資
ヒアリング	スタートアップ37社	
指針の認識に係る聴取調査	スタートアップ81社	

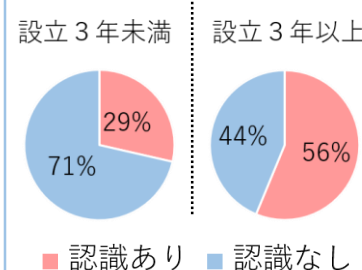
※成長産業領域において革新的な事業活動を行う事業者のうち、創業して数年から10年程度かつ未上場企業

## ③書面調査／立入調査／ヒアリングの結果

- 問題につながるおそれのある事項が見受けられた連携事業者・出資者に対し、**具体的な懸念事項を明示した文書**の送付 (8社、行為11件)
- スタートアップから得られた**客観的な資料により問題につながるおそれのある事項に関する情報を得られた**ものの、スタートアップが連携事業者・出資者への接触を控えることを希望したことから、具体的な懸念事項を明示した文書を送付しなかった事例あり (11社、行為11件)
- 中小企業庁が同庁のウェブサイトに掲載している投資契約書のひな形に、**買取請求の対象として経営株主が含まれており**、これを根拠に個人に対する買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請したと思われる事例あり  
→指針の趣旨と整合性を確保することを申し入れたところ、中小企業庁において、指針に沿った契約書の新しいひな形として、改訂された「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」を注意書きによりウェブサイトに追加

## ④スタートアップに対する指針の認識に係る聴取調査の結果

【指針の認識】



【指針の活用例】

- ベンチャーキャピタルとの投資契約書について、**相手方に指針を提示して交渉 (不利益な要請内容を修正)**

## ⑤調査結果の評価

- **設立から日が浅いスタートアップほど指針を認識していない傾向**
- 連携事業者・出資者の**事業部門まで指針の内容が十分に伝わっているとはいえない**

## ⑥調査結果を踏まえた対応

- スタートアップ、連携事業者・出資者 (スタートアップとの取引が多い4業種を重点的に) に対する**指針の更なる周知**
- 違反行為への**厳正な対処**

- 成長戦略実行計画（令和2年7月及び令和3年6月閣議決定）に基づき、**公正取引委員会及び経済産業省が連名**で策定。
- スタートアップと連携事業者とのNDA契約、PoC契約、共同研究契約、ライセンス契約等及びスタートアップと出資者との出資契約ごとに、**公取委**が独占禁止法・競争政策上の考え方、問題となり得る事例を整理、**経産省**が問題事例の背景・原因を整理し、その解決方針（予防策等）を提示。

### スタートアップと 連携事業者 との取引・契約

#### NDA（秘密保持契約）に係るもの

- 営業秘密の開示
- 片務的なNDA等の締結
- NDA違反

#### PoC契約（技術検証契約）に係るもの

- 無償作業等

#### 共同研究契約に係るもの

- 知的財産権の一方的帰属
- 名ばかりの共同研究
- 成果物利用の制限

#### ライセンス契約に係るもの

- ライセンスの無償提供
- 特許出願の制限
- 販売先の制限

#### その他（契約全体に係るもの等）

- 顧客情報の提供
- 報酬の減額・支払遅延
- 損害賠償責任の一方的負担
- 取引先の制限
- 最恵待遇条件

### スタートアップと 出資者 との取引・契約

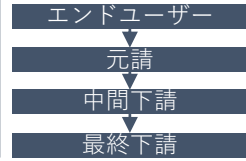
- 営業秘密の開示
- NDA違反
- 無償作業
- 出資者が第三者に委託した業務の費用負担
- 不要な商品・役務の購入

- 株式の買取請求権
- 研究開発活動の制限
- 取引先の制限
- 最恵待遇条件

(注) 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、連携事業者又は出資者の取引上の地位がスタートアップに優越していることが前提。また、優越的地位の濫用を含む不公正な取引方法として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提。



「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組  
(ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書 (令和4年6月29日公表))



■ 昨今のDX化の流れを支えるソフトウェア業においては、**多重下請構造型のサプライチェーンの中で**、下請法上の買ったとき、仕様変更への無償対応要求といった**違反行為の存在が懸念**される。このため、公正取引委員会は、ソフトウェア業における2万1000社（資本金3億円以下）を対象としたアンケート調査、関係事業者・団体に対するヒアリング調査などによって、**ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査を実施**した。

実態調査の結果 (問題点)

提言 (今後の対応)

■ **下請代金にまつわる下流しわ寄せ型の問題** (エンドユーザーや上流の発注者からの買ったとき、減額、支払遅延といった違反行為が多重下請構造型の**サプライチェーン上を連鎖**) や**ソフトウェア制作取引の特性に係る問題** (当事者間で成果物に関する正確な共通認識を形成しづらいといった特性が**不当な給付内容の変更・やり直し**などを誘引し、違反行為が多重下請構造とあいまって**サプライチェーン上を連鎖**) がみられた。

① 多重下請構造下で生じる問題への対応強化

■ **独占禁止法・下請法違反行為を未然に防止し、取引の適正化を図る観点から**は、**エンドユーザー・元請**にあっては、自身の**契約内容の不明確さ**がサプライチェーン全体における契約内容の不明確さを招き、**独占禁止法・下請法違反行為を誘発しかねない**ことから、**契約内容の明確化**を図るべき。

「中抜き」事業者の存在はいたずらに多重下請構造の多層化を深め、**独占禁止法・下請法違反行為を誘引・助長するおそれがある**ことから、業界全体において**サプライチェーンのスリム化**に向けた取組を進めていくことが期待される。

これらの取組は、**多重下請構造にある他の業界においても進めていく**ことが望ましい。

■ **複雑な取引を把握し、多重下請構造下におけるサプライチェーンに対応できるよう取組を強化し、「中抜き」事業者など多重下請構造下で生じる問題**について、**独占禁止法・下請法の執行を強化**。その際、**体制の強化**を行い、**多重下請構造がみられる他の業界への対応強化**も実施。

■ 以上の取組について、**事業所管省庁と必要な連携を図る**とともに、**関係団体に対し、法令遵守に向けた取組強化の要請**を実施。

② 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の対応強化

■ 物流業界向けに実施していた**業種別講習をソフトウェア業にも拡大**。

③ 複雑な取引関係における優越的地位の濫用に関する対応強化

■ 今後、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査において、**多重下請構造がみられる業界への対応強化**を実施。「**優越Gメン**」による**立入調査**を行うとともに、関係事業者に対する**注意喚起文書の送付**を実施。

1

■ 多くの事業者が不必要な「中抜き」事業者の存在を感じている。このような「**中抜き**」事業者の存在はいたずらに多重下請構造の多層化を進め、**情報伝達の混乱を引き起こしやすくする**など、**独占禁止法・下請法違反行為を誘引・助長するおそれがある**。

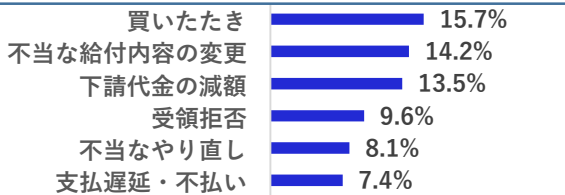
2

■ **独占禁止法・下請法に関する知識が十分とはいえない状況が明らか**となった。

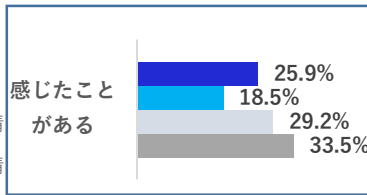
3

■ ソフトウェア業界には、独占禁止法上の**優越的地位の濫用に関する問題も潜在的に多数存在**する可能性があるとともに、**多重下請構造は、他の業種においても存在**が指摘されている。

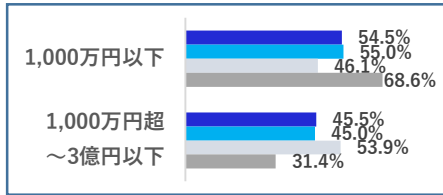
違反行為に該当すると考えられる経験



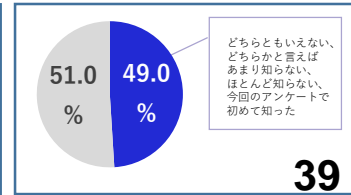
「中抜き」事業者の存在



取引階層別の資本金額状況



独占禁止法・下請法の知識



**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組  
 (令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン (令和5年3月1日公表))**

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

**①独占禁止法の執行強化**
**1 コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**

- ・ 11万名を超える事業者に対する書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種に対して重点的に調査票を発送。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）【令和5年5月末開始】
- ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）
- ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

**2 荷主と物流事業者との取引に関する調査**

- ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る101名に対する立入調査の実施、777名への注意喚起文書の送付
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年6月初旬公表】

**②下請法の執行強化等**
**1 重点的な立入調査**

- ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定（情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の5業種）
- ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】

**2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組**

- ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

**3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握**

- ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

**③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底**
**1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知**

- ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

**2 相談対応及び情報収集の実施**

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番  
**電話番号 0120-060-110**  
**【受付時間】 10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く。)**

- ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20 (抜粋)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

## 不当廉売への対処①

事業者の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得することは、企業努力又は正常な競争過程を反映せず、これにより他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれが生じ、公正な競争秩序に悪影響を与える不当廉売は、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

違反行為の  
未然防止

## 考え方の明確化

事業活動の中でどのような行為が実際に違反となるかを具体的に示した指針(ガイドライン)を作成。

- ・官公庁等の情報システム調達における安値受注について(平成13年1月)
- ・公共建設工事に係る低価格入札問題への取組について(平成16年4月)
- ・不当廉売に関する独占禁止法上の考え方(平成21年12月)
- ・酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について(平成21年12月)
- ・ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について(令和4年11月)
- ・家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について(平成21年12月)

違反行為への迅速  
かつ的確な対処

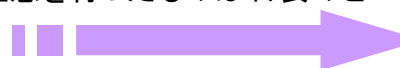
## 違反事件の処理

- ・最近の公表案件
  - 石油製品小売業者に対する警告(平成27年12月)
  - 食品スーパーを営む小売業者に対する野菜の不当廉売に関する警告(平成29年9月)
  - 石油製品小売業者に対する警告(令和5年5月)

- ・排除措置命令・警告(平成13年度以降公表分)

酒類	13
石油製品	20
家電製品	1
その他(野菜)	2
官公庁の情報システムの調達	4
官公庁発注のオークション運営補助業務	2
官公庁発注の建設工事	10
官公庁発注の建設コンサルタント業務	1

- ・不当廉売につながるおそれがあるとして迅速処理により注意を行ったものは右表のとおり。

実態の  
把握

## 流通実態調査

小売業者の不当廉売の問題の背景にあると考えられるメーカーと取引先との取引における問題について明らかにするため、流通実態調査を実施。

- ・ガソリン:平成16年9月、平成17年9月、平成25年7月及び平成28年4月公表
- ・家電:平成16年9月及び平成17年9月公表

## 不当廉売注意事案数

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
令和3年度	29	206	1	8	244
令和4年度	37	151	0	4	192
令和5年度(4-9月)	0	127	0	18	145

## 不当廉売への対処②



## (1) 酒、ガソリン等の不当廉売

事 例	概 要
酒類卸売業者に対する件 (平成24年8月警告)	酒類卸売業者3社は、遅くとも平成21年1月以降、特定の酒類小売業者に対し、ビール類のうち一部の商品とその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することにより、当該酒類小売業者が運営する各店舗の周辺地域に所在する他の酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている疑い。
石油製品小売業者に対する件 (平成25年1月警告)	石油製品小売業者は、福井県に所在する13給油所において、自ら又は子会社を通じて、平成23年5月2日から同年12月4日までの期間のうち一定期間、レギュラーガソリンを、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
石油製品小売業者に対する件 (平成27年12月警告)	石油製品小売業者2社は、愛知県常滑市に所在する2給油所において、平成27年11月18日から同月27日までの10日間、レギュラーガソリンを、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
食品スーパーを営む小売業者に対する件 (平成29年9月警告)	食品スーパーを営む小売業者2社は、愛知県犬山市に所在する食品スーパー2店舗において、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高いキャベツ等を1円で販売し(2店舗のうち1店舗はきゅうりを3本3円で販売。)、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
石油製品小売業者に対する件 (令和5年5月警告)	石油製品小売業者は、茨城県土浦市に所在する1給油所において、令和5年1月31日から同年3月7日までの36日間、レギュラーガソリンを、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。

## (2) 公共調達分野における不当廉売

従来から、公共調達分野における安値入札について、競争政策上の考え方を明らかにするとともに、不当廉売規制の観点から事業者に対し警告・注意等を行ってきたところである。直近の事例では、林野庁発注の衛星携帯電話端末の入札において、当該端末の供給に要する費用を著しく下回る価格(1円)で落札されたことに関して、独占禁止法の規定に基づいて審査を行った結果、同法に違反する事実は認められなかったものの、本件の発注方法に関し、公正な競争条件を確保する必要性等が認められたため、競争政策上の観点から、発注者である林野庁に対し、発注方法の改善を図ることが適当であると考えられる等の指摘を行った(平成25年4月公表)。

公正取引委員会は、様々な分野に関する実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法・競争政策上の問題点・論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管官庁による規制や制度の見直しなどを提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

※ 令和2年以降に公表した実態調査及び現在実施中の実態調査を記載している。

## デジタル

- コネクテッドTV関連分野（調査中）
- クラウドサービス分野（R4.6公表）  
⇒51頁参照
- ニュースコンテンツ配信分野（R5.9公表）  
⇒45～46頁参照
- デジタル広告分野（R3.2公表）
- モバイルOS等（R5.2公表）  
⇒49～50頁参照
- 飲食店ポータルサイト（R2.3公表）
- 官公庁における情報システム調達（R4.2公表）
- 共通ポイントサービス（R2.6公表）

## デジタルプラットフォーム関連

- フィンテックを活用したサービス
  - ・家計簿サービス（R2.4公表）
  - ・QRコード等を用いたキャッシュレス決済（R2.4公表）
 ↓
  - ・フォローアップ（R5.3公表）  
⇒47～48頁参照
- 検討会・データ市場（R3.6公表）
- 研究会・アルゴリズム/AI（R3.3公表）

## ソフトウェア

- ソフトウェア業の下請取引等（R4.6公表）  
⇒39頁参照

- 新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等（R4.1公表）

## スタートアップ

- スタートアップの取引慣行（R2.11公表）

## 小売

- コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等（R2.9公表）

- クレジットカードの取引（R4.4公表）  
⇒57～58頁参照

## 金融

## 電気通信

- 携帯電話端末の廉価販売（R5.2公表）  
⇒55～56頁参照
- 携帯電話市場における競争政策上の課題（R3.6公表）

## 電力

- 電力分野（調査中）

## グリーン

- 使用済みペットボトルのリサイクル（調査中）
- 高速道路における電気自動車（EV）充電サービス（R5.7公表）  
⇒52～54頁参照

## 1. 事件審査関係

※社名等一部略称。

- サイネックス及びスマートバリューから申請があった確約計画の認定等 (R4.6)
- エクスペディア・ロジック・パートナー・サービシーズ・セールから申請があった確約計画の認定等請 (R4.6)
- Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等 (R4.3)
- 楽天に対する独占禁止法違反被疑事件の処理 (R3.12。R2.2に緊急停止 命令の申立て、同年3月に取下げ)
- ユニクエストに対する独占禁止法違反被疑事件の処理 (R3.12)
- アップルに対する独占禁止法違反被疑事件の処理 (R3.9)
- アマゾンジャパンから申請があった確約計画の認定 (R2.9)
- 楽天 (トラベル) から申請があった確約計画の認定 (R1.10)

## 2. 企業結合審査関係

- マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合 (R5.3)
- セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合 (R3.7)
- グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合 (R3.1)
- Zホールディングス及びL I N Eの経営統合 (R2.8)

## 3. ガイドライン関係

- 「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用」に関する独占禁止法上の考え方」の策定 (R1.12)
- デジタル分野の企業結合案件に的確に対応するため「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定 (R1.12)

## 4. 実態調査関係

- コネクテッドTV関連分野における実態調査 (実施中)
- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書 (R5.9)
- フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書 (R5.3)
- モバイルOS等に関する実態調査報告書 (R5.2)
- ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書 (R4.6)
- クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書 (R4.6)
- 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書 (R4.2)
- デジタル広告分野に関する実態調査報告書 (R3.2)
- 共通ポイントサービスに関する実態調査報告書 (R2.6)
- 家計簿サービス等に関する実態調査報告書及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書 (R2.4)
- 飲食店ポータルサイトに関する実態調査報告書 (R2.3)
- オンラインモール・アプリストアに関する実態調査報告書 (R1.10)

## 5. 研究会・検討会関係

- データ市場に係る競争政策に関する検討会 (R3.6報告書公表)
- アルゴリズム/AIと競争政策に関する研究会 (R3.3報告書公表)
- 業務提携に関する検討会 (R1.7報告書公表)

## 調査趣旨

- 近年、消費者におけるニュースの閲覧方法として、**新聞、雑誌等の既存のニュースメディアの利用が減少**する一方で、**ニュースポータルなどのニュースプラットフォームの利用が増加**。
  - ニュースコンテンツが国民に適切に提供されることは、**民主主義の発展において必要不可欠**。また、消費者に情報を届けるという観点で、**消費者における自主的かつ合理的な商品等の選択を通じた公正な競争環境の確保に資するもの**としても重要。
  - 一方、ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者との取引や、ニュースプラットフォームにおけるニュースコンテンツの利用状況によっては、消費者が**質の高いニュースコンテンツを享受することが困難**になるおそれ。
  - 「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書」（令和3年2月公表）で指摘した許諾料を含む取引条件の明確化等の課題に関し、**実質的な改善が進んでいない**。
- ↓
- **ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者の取引等における公正性・透明性を高めるとともに、公正な競争環境を確保する観点**から、課題の解決に向けてより実効性のある提言を行うことを目的として、本調査を実施。

## 調査方法

### ニュースメディア アンケート

実施期間：R4.11.16～R4.12.7  
 対象：新聞協会、雑誌協会、民放連の加盟事業者  
 発送先数：319者  
 回答者数：220者（回答率69.0%）

### 消費者 アンケート

実施期間：R5.2.17～R5.2.20  
 対象：携帯電話等で週に3日以上、ニュースコンテンツを閲覧する人  
 回答者数：2,000名

### 聴取調査

以下へのヒアリング・書面調査を実施  
 ニュースメディア事業者・事業者団体：53者  
 ニュースプラットフォーム事業者：7者  
 有識者：5者

## 国際協力

米国連邦取引委員会、オーストラリア競争・消費者委員会及びフランス競争委員会と意見交換等を実施

### ニュースポータルに係る課題

- **取引の実態**
- ✓ 許諾料単価（1,000PV当たり）の平均は124円（最大251円、最小49円）。なお、ニュースメディアサイト上での広告単価（1,000PV当たり）の平均は352円。 ※PVとはウェブページの閲覧をいう。
  - ✓ ニュースポータルの閲覧数に占める、ニュースメディア事業者のウェブサイトへの送客数の平均割合は8.9%。
- ① 一方的な契約変更等による著しく低い許諾料の設定 … 許諾料の水準の決定根拠等について開示することが望ましい。一方的な契約変更等により著しく低い許諾料を設定する場合、独占禁止法上問題となり得る。
  - ② 送客に影響し得るレイアウト等の変更 … 変更前に、事前に十分に説明することが望ましい。変更による送客減少後も十分協議せず取引条件を変更しない場合、独占禁止法上問題となり得る。
  - ③ 主要ニュース表示欄の選定基準の恣意的な運用 … 選定基準を具体的に明示し、変更時には事前に十分説明することが望ましい。明示した内容と異なる基準によりニュースコンテンツ掲載の機会を減少させた場合、独占禁止法上問題となり得る。
  - ④ ニュースコンテンツの配信制限 … 配信可能なニュースコンテンツの範囲を具体的に明示することが望ましい。事前に明示した範囲を超えてのニュースコンテンツ配信の制限、修正要請は、独占禁止法上問題となり得る。

### インターネット検索に係る課題

- **アンケート結果**
- ✓ インターネット検索結果からニュースメディアサイトにアクセスしないことがある消費者は8割超。
  - ✓ 消費者がニュースコンテンツを探す際に利用するサービスは、Google検索が約28%、Yahoo!検索が約26%。
- ① 検索結果におけるニュースコンテンツの利用 … 著作権法を踏まえ、十分な交渉等を通じて共通認識が得られることが望ましい。著作権の行使が可能な場合に、一方的に著しく低い許諾料を設定等する場合、独占禁止法上問題となり得る。
  - ② インターネット検索結果におけるニュースコンテンツの自社優遇 … ニュースメディア事業者が一次配信するものとニュースポータル事業者が二次配信するものを同等の条件で取り扱うことが望ましい。競争者の取引を妨害することにより、その取引機会を減少等させる場合には、独占禁止法上問題となり得る。

### 取引条件に係る交渉方法

- ✓ 共同交渉については、価格等の重要な競争手段を制限する場合には独占禁止法上問題となるおそれがあるが、①データの開示要請、②業界の窮状を訴える文書の作成・配布、③ニュースポータル上のレイアウト変更の要請等は、独占禁止法上問題とならない。
- ✓ 著作権等管理事業法の枠組みに基づき、著作権管理事業者が、複数のニュースメディア事業者のニュースコンテンツの提供に係る許諾料を含め、ニュースプラットフォーム事業者と交渉を行うことは、独占禁止法上問題とならない。



## 調査趣旨・背景

- 銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において、近年、フィンテック（※）企業の新規参入が進展  
→キャッシュレス分野における実態調査を実施し、2020年4月、「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」（家計簿サービス等報告書）及び「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」（コード決済報告書）を公表（両報告書を併せて「前回報告書」という。）。  
※金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり、金融サービスと情報技術を結びつけることにより創出された新しい金融サービスを指す
- 前回報告書公表以降、電子決済等代行業者の銀行へのアクセスや銀行間手数料に係る取引慣行等について、関係事業者等の取組により、利用者の利便性の向上等が図られたと考えられる。
- 今般、フィンテックを活用したサービス分野における競争環境を更に改善し、イノベーションの促進と利用者の利便性の更なる向上を図るため、フォローアップ調査を実施。

### 家計簿サービス等報告書

提言①：電子決済等代行業者による銀行へのアクセス確保

### コード決済報告書

- 提言②：リテール決済インフラの利用料金の設定・更新系APIの活用  
 提言③：銀行間手数料に係る取引慣行の見直し  
 提言④：全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保  
 提言⑤：資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討



## 調査期間・方法・対象

- ◆ 調査期間：2022年3月～2023年2月
- ◆ 書面調査（2022年5月実施）・ヒアリング調査

対象	書面調査
電子決済等代行業者	102社 (回答数50社)
資金移動業者	83社 (回答数46社)
銀行	134行 (回答数120行)

対象	ヒアリング調査
電子決済等代行業者	7社
資金移動業者	5社
銀行	12行
事業者団体等	4団体
リテール決済インフラ提供事業者	5社
有識者	3名
海外の関係当局、事業者団体	6機関

## 前回報告書の提言

- 銀行が保有する預金口座等の情報へのアクセスが適切に確保される必要

## (利用者による入金フロー)

- 銀行口座からのチャージに不可欠な決済インフラの利用料金については、当事者間の交渉を通じて適切に設定されることが望ましい
- ノンバンクのコード決済事業者が簡便に更新系APIを利用できる環境整備を進めることが、決済インフラへの競争圧力を高めることにもつながることから望ましい
- 資金移動業者のアカウントへの賃金支払の解禁は、銀行とノンバンクのコード決済事業者間の競争条件のイコールフットingの確保に好ましい影響が生じる

## (加盟店への出金フロー)

- 銀行間手数料の水準が維持されている現状の是正が必要

## (全銀ネットにおける取組)

- 全銀システムの効率性確保のため、ガバナンスの強化・透明性の確保が必要
- 全銀システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討が行われることが望ましい

## 今回調査の結果

- 電子決済等代行業者による口座情報へのアクセス自体はおおむね確保されていることを確認
- NTTデータは、CAFIS利用料金を1件あたり最大3.15円から1円に引き下げた(2020年10月)  
→ 必ずしもCAFIS利用料金の値下げ分と同程度に接続料の値下げが行われていない
- 過半数の銀行は、既に更新系APIの整備を進めている  
→ 更新系APIの仕様が統一されていないこと等から、更新系APIによる接続は大きくは進んでいない
- 労働基準法施行規則改正により、資金移動業者のアカウントへの賃金支払が可能となった(2023年4月)
- 全銀ネットが銀行間手数料を廃止し内国為替制度運営費を創設したこと(2021年10月)で、ほとんどの銀行が振込手数料の値下げを行った  
→ 一部の銀行では過去からの慣習等の理由で振込手数料区分を維持している状況
- 全銀ネットにおいては、ガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保に積極的に取り組んでいると評価できる
- 全銀ネットは、全銀システムの参加資格を資金移動業者に拡大した(2022年10月)
- 資金移動業者のニーズを踏まえたAPIゲートウェイによる接続方式の開始を検討している

## 今後の課題

- 銀行は、利用者のニーズや、コスト負担等を踏まえつつ、必要に応じ、参照系API接続により取得できる情報の範囲を拡大することが望ましい
- 銀行は、業務の安定性や持続性が確保される範囲で、自行の参照系API接続料に係る標準料金体系を策定し、電子決済等代行業者から求めがあった場合には、適用する参照系API接続料の合理性について説明することが望ましい
- 今後、関係省庁においては、必要に応じて、継続的なモニタリングを通じて、不当に差別的な取扱いが行われていないことの検証を行うことが適当
- 銀行は、自行に生じるコストを接続料に反映させる場合、ノンバンクのコード決済事業者に対して接続料の根拠を説明することが望ましい
- 関係団体の取組等による更新系APIの仕様統一に向けた検討の場の設置、銀行自身が整備している更新系APIのラインナップの公開、各行における更新系API接続の担当部門の明確化等が行われることが望ましい
- 関係省庁においては、資金移動業者のアカウントへの賃金支払を希望する利用者のニーズを把握し、課題が生じた場合には、課題解決に向けた取組を進めることが適当
- 銀行は、銀行間手数料が適用されていた頃からの慣習に基づき合理的理由なく振込手数料の区分を維持している場合には、振込手数料を統一することで生じるシステム改修コスト、顧客への影響等を十分に勘案しつつ、現状の見直しの検討を行うべき
- 全銀ネットにおいては、銀行と資金移動業者間における競争条件のイコールフットingの確保及び決済システムの安全性等を前提に、今後も必要に応じて、利便性の向上に資する運用方法等の見直しを行っていくことが望ましい
- 資金移動業者については、今後のAPIゲートウェイによる接続方式の開始も踏まえ、全銀システムへの参加に向けた検討が進むことが期待される

調査の趣旨・意義

- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大も受け、経済のデジタル化はより一層進展。人々が多様なデジタルサービスにアクセスする際、主要な接点／入口となるのがスマートフォン。
  - ・消費者にとってスマートフォンは生活必需品となっており、スマートフォン利用率（全年代）は**95.3%**（2021年）
  - ・スマートフォン等のモバイル機器の利用時間（全年代、平日）も、**37.6分**（2012年）から**110.0分**（2021年）に増加
- ▶ スマートフォン上のアプリやスマートフォンと連携して用いられる商品を通じてサービスを提供するためには、モバイルOS及びアプリストアといったアプリ流通ルートへのアクセスが必須。
- ▶ モバイルOSやアプリ流通ルートの競争の実態を把握することは、これらの市場（モバイルOS市場、アプリ流通サービス市場）に加えて、スマートフォン上で提供されるアプリや、スマートフォンと連携して用いられる商品の市場（アプリ市場その他周辺市場）も含め、競争環境を整備する観点からも非常に重要。

【調査（競争環境の評価）対象市場】

アプリ流通サービス市場

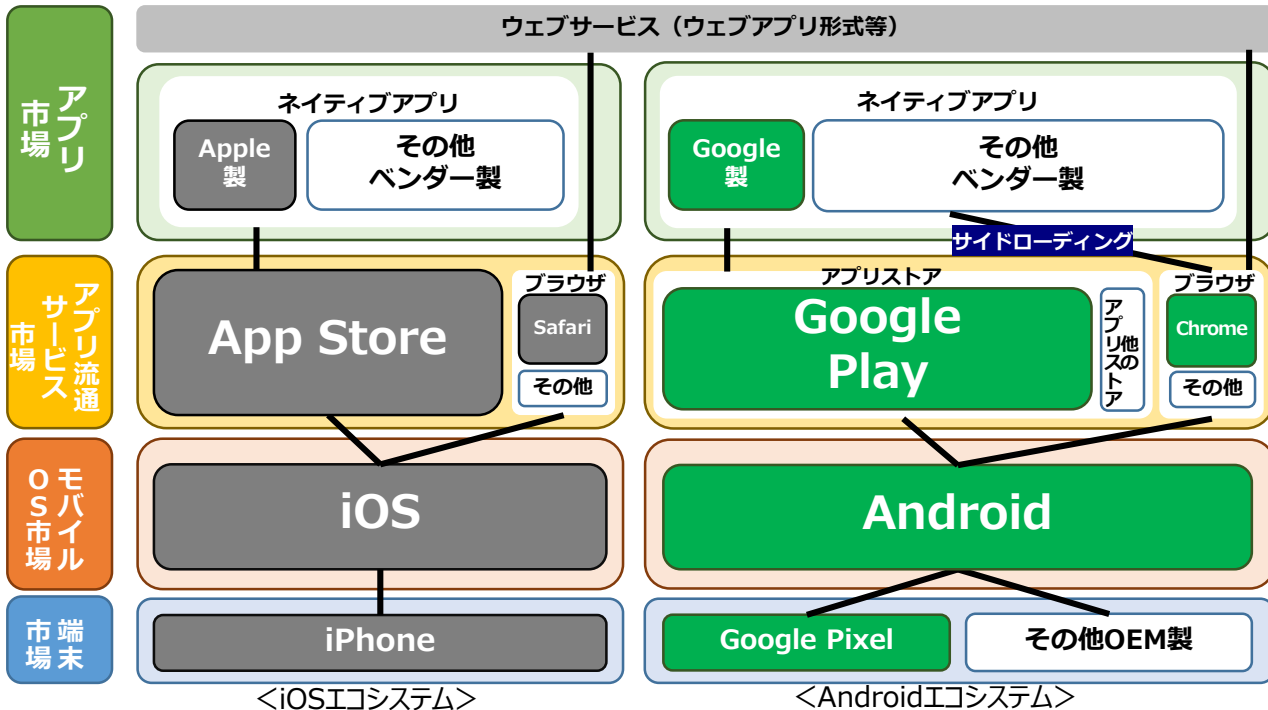
モバイルOS市場

これらの市場において有効な競争が働いているかどうかや、モバイルOS市場とアプリ流通サービス市場の競争状況がアプリ市場その他周辺市場の競争に与える影響等について調査。

市場の状況

モバイルOSを中心としたエコシステム（モバイル・エコシステム）

- ・スマートフォンユーザーと多くの商品・サービス提供事業者とをつなぐため形成されたレイヤー構造
- ・多面市場であり、モバイル・エコシステム全体として収益を生み出すようなビジネスモデル



競争環境の評価

- アプリ市場その他周辺市場においては、新しいアプリや商品が誕生しており、競争が一定程度行われている状況

Google・Appleは、モバイルOS提供・アプリストア運営を行いながら、アプリ市場その他周辺市場において他の事業者と競合（二重の立場）

- モバイルOS市場・アプリ流通サービス市場においては、Google・Appleが提供するモバイルOS・アプリストアに対し、十分な競争圧力が働いていない

独禁法上の考え方

競争上の懸念

独禁法上問題のおそれ

課題認識

競争政策上の考え方

競争政策上の観点からの対応

アプリ市場その他周辺市場

自社優遇を通じた競争者排除

モバイルOS関係の自社優遇  
：スマートフォンの機能へのアクセス制限  
／競合事業者に不利なアップデート

私的独占  
取引妨害等

アプリストア運営関係の自社優遇  
：ランキング表示／手数料徴収／アプリ  
審査における不利な取扱い

私的独占  
取引妨害等

データ利用における自社優遇  
：他社アプリから生成されるデータ・アプリ  
審査で収集するデータの利用

私的独占  
取引妨害等

消費者の合理的な選択に影響を  
与えること等による自社優遇  
：アプリのプリインストール・削除不可仕様、  
デフォルト設定

私的独占  
抱き合わせ  
排他条件付取引  
拘束条件付取引  
取引妨害等

高額な手数料率の（一方的な）設定

私的独占・取引妨害  
優越的地位の濫用等

優越的地位の濫用

：モバイルOSの仕様変更による多大なコスト発生等

⇒独禁法違反行為を未然に防止し、問題となり得る行為の改善を促すような競争政策上の対応により、同法の執行による対応を補完することが有効

➤ モバイルOS市場及びアプリ流通サービス市場における健全な競争環境の整備を図るとともに、アプリ市場その他周辺市場における独占禁止法違反行為の未然防止や同法上問題となり得る行為の改善の促進を図ることで、同法の執行による対応を補完するために、以下の①～③の3つの対応が考えられる。

➤ 以下の対応については、Google及びAppleにおいて取組が進められることが望ましいが、自主的な取組のみで実効性が確保されるとは限らないことから、その実効性を確保するため、必要な範囲で法律による制度整備により担保することが有効。

＜① 自社優遇行為の防止＞

以下の観点からのイコールフットイング確保

- **モバイルOSの機能・アップデート情報へのアクセス**
  - ・自社と同様の機能・アップデート情報へのアクセス許可等
- **アプリストア運営**
  - ・自社以外のアプリ内課金システムの利用許可
  - ・アプリストア運営の費用と収入の明確化、手数料率に関し積極的に個別交渉に応じる等
- **他社アプリ等から収集したデータの利用**
  - ・他社アプリ等から生成される非公開データを競合アプリ等の開発目的で利用しない等
- **消費者のアプリ等の選択**
  - ・選択画面の表示など消費者によるアプリ等の合理的な選択を尊重等



＜② モバイル・エコシステムのルールメイキングに係る公正さの確保＞

・関係事業者に対して、事前に、モバイルエコシステム内のルール等の変更内容を通知し、当該変更の内容及び当該変更が必要な根拠を提示した上で、問い合わせ対応を適切に行うなどして、十分に説明する等



＜③ 両市場における健全な競争環境の確保＞

- **消費者のスイッチング促進**
  - ・データポータビリティを通じた相互運用性向上等
- **新たなモバイルOS・アプリストアの参入促進**
  - ・競合モバイルOSの開発を認めない趣旨の契約を結ばない
  - ・アプリストアとそれ以外のアプリを別々にライセンス
  - ・セキュリティ確保やプライバシー保護上問題ない場合には、自社アプリストア経由以外のアプリのダウンロードを可能にする等



・モバイルOS市場及びアプリ流通サービス市場においては、**そもそも競争が十分に行われていない状態**  
・他方で、一般に、ある市場において、独占又は寡占の状態であっても、参入圧力が十分に存在していたり、既存の寡占事業者間での競争が活発に行われていたりするのであれば、市場機能による競争上の懸念の改善が期待される

⇒潜在的な競合事業者による当該市場への参入の余地を拡大するなどの**競争政策上の対応により、当該両市場における健全な競争環境の整備を図ることが有効**

公正取引委員会の今後の対応

- 1 モバイルOS提供事業者又はアプリストア運営事業者に関し、**独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、引き続き厳正・的確に対処**する。
- 2 モバイル・エコシステムにおける競争環境の整備のための対応に関し、それらの実現に向け、報告書の内容について周知を行うとともに、引き続き、内閣に設置された**デジタル市場競争本部や関係省庁等との連携・協力を積極的に取り組み、競争環境を整備**する。
- 3 スマートフォン以外の商品・サービスを中心とした**新たなエコシステムに関する動向についても注視**し、必要に応じて実態調査を行い、消費者利益を勘案しつつ**独占禁止法・競争政策上の問題を明らかに**する。
- 4 様々なレベルで**各国・地域の競争当局等との意見交換**を行い、また、ICN（国際競争ネットワーク）、OECD（経済協力開発機構）等の場も活用しながら、**海外関係当局と継続的に連携**し、競争環境を整備する。

- ▶ 近年の経済のデジタル化の進展に伴い、事業活動の基盤となる情報システム自体が変化の速い現場のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるものである必要があり、このような**事業者のニーズに応えるもの1つとしてクラウドサービスの利用が広がっている**こと等を踏まえ、クラウドサービス分野の取引実態に関する調査を実施。

### 市場の特徴と競争環境の評価

#### クラウドサービス分野

- ✓ IaaS/PaaS/SaaS、クラウド上で利用されるソフトウェアからなるレイヤー構造
- ✓ クラウド提供事業者のサービスを前提とした様々な事業を行う事業者が多数存在（パートナー、ソフトウェアベンダー等）→クラウド提供事業者を中心としたエコシステムの形成

#### 市場シェアの集中

- ✓ IaaS及びPaaSの市場において市場集中度が年々高まっている。特に、AWS等3社（Amazon Web Services、マイクロソフト及びグーグル）が、シェアを大きく伸ばしている。
- ✓ クラウドサービス市場の規模の経済、範囲の経済、提供されるサービスの幅広さ、間接ネットワーク効果、利用中の提供事業者のサービスの優先的採用といった特徴により、今後もAWS等3社を中心に市場集中度が高まる可能性が高い。
- ✓ 現在利用中のクラウドサービスから、オンプレミスや他のクラウド提供事業者のサービスへの切替えもほとんど生じない傾向がみられる。

→**将来的には市場が非競争的な構造に変化していく可能性**

#### 取引の公正性・透明性

- ✓ クラウド提供事業者と利用者との間に情報の非対称性が生じていることがうかがわれる。
- 品質に基づくサービスの適切な選定が困難となり、競争がゆがめられるおそれ**

### 競争政策上当事者に推奨される取組

#### クラウド提供事業者により実施されることが推奨される取組

- ①異なるクラウドサービス等への移行、マルチクラウド・ハイブリッドクラウドの実現等を妨げる制約の最小限化
- ②利用者のサービス選択に資する情報の契約前の提供

#### 利用者により実施されることが推奨される取組

- ①利用停止、退出条件に係る契約締結前の検討
- ②移行やデータポータビリティに関する自社のニーズを満たしているかの確認
- ③必要に応じて移行を想定したシステム設計を採用
- ④クラウドサービスの専門知識を有する人材の確保・育成

### 指摘された問題となり得る行為

#### クラウドサービスにおける競争に悪影響を及ぼし得る行為

- ①データ転送料の設定
- ②独立して取引される異なる機能の統合
- ③ソフトウェアのライセンスにおける自社優遇
- ④専属のパートナーの優遇

#### 別の市場における競争に悪影響を及ぼし得る行為

- ①マーケットプレイスにおける同等性条件
- ②マーケットプレイスにおける出品者の売買データを活用したマーケティング
- ③利用者のデータの取扱い

#### 取引先に不利益を与える行為

- ①クラウド提供事業者と利用者との取引
- ②クラウド提供事業者とパートナーとの取引

### 公正取引委員会の今後の取組

- ①クラウド提供事業者にとどまらず、利用者に対しても、本報告書の内容の積極的な周知を行う。
- ②関連する取組を行う関連省庁に対しても本報告書の積極的な周知を図るとともに、必要に応じて関係省庁と連携を図りながら、クラウドサービス分野の競争環境を確保する。
- ③本分野の競争の状況を引き続き注視し、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、引き続き厳正・的確に対処する。
- ④今後とも、様々なレベルでの各国・地域の競争当局等との意見交換を行い海外関係当局と継続的に連携する。

## 調査の背景・趣旨、調査方法等

### 調査の背景・趣旨

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）においては、2035年までに新車販売でいわゆる電動車を100%とする目標等に向け、充電・水素充てんインフラの整備を支援するとされている。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、EV充電サービスは、今後、急速な成長が見込まれる市場であり、かつ、市場環境も大きく変化することが予想される。
- 充電インフラ整備における公正かつ自由な競争を促進し、また、新規参入の活発化やイノベーションの促進を通じて、競争政策の観点から、グリーン社会の実現を後押しすることを目的として、長距離移動時の電欠（EVの駆動用バッテリーの残量がなくなり、走行できなくなる）を防ぐための急速な充電が特に求められる高速道路（高速道路会社（NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本、首都高、阪神高速及びJB本四高速をいう。以下同じ。）が管理する道路に限る。以下同じ。）におけるEV充電サービスを対象とする実態調査を行った。

### 調査方法等

- 高速道路会社、機構、EV充電器設置者、EV充電サービス事業者及びネットワークベンダー（計16者）に対しヒアリング調査を実施
- 英国当局（Competition and Market Authority（CMA）及びOffice for Zero Emission Vehicles（OZEV））と意見交換を実施

### 高速道路のSA・PAにおけるEV充電器の設置状況

#### ■ 高速道路のSA・PAにおけるEV充電器の設置数

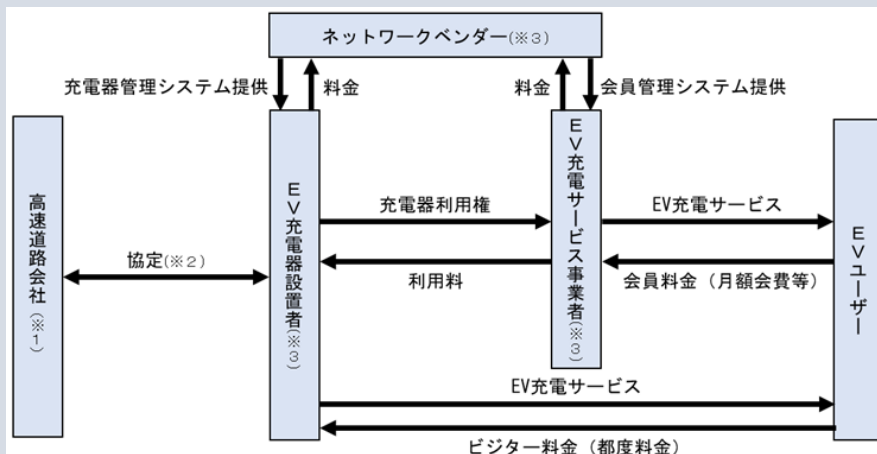
高速道路会社名	設置基数	設置口数
NEXCO東日本	155	183
NEXCO中日本	129	169
NEXCO西日本	141	159
首都高	9	14
阪神高速	6	6
JB本四高速	5	5
合計	445	536

#### ■ 高速道路のSA・PAにおけるEV充電器設置者の内訳

設置者	設置基数	割合
eMP	439	98.7%
高速道路会社	6	1.3%
合計	445	100.0%

(いずれも令和5年3月31日時点)

### 高速道路のSA・PAにおけるEV充電サービスの取引関係



※1 EV充電器の設置に当たり、各高速道路会社が所有する土地だけでなく、機構が保有する道路資産を占用する場合には、道路占用許可に係る手続が必要となる。

※2 高速道路会社はEV充電器設置者に対して土地を貸しているが、その利用料やその他の費用（工事費用等）をEV充電器設置者に請求するか否かは、各高速道路会社により異なっている。

※3 EV充電器設置者、EV充電サービス事業者及びネットワークベンダーについては、同一事業者がこれらのうち複数の役割を兼ねる場合があり、この場合、その間の取引は発生しない。

## EV充電器をめぐる取引の現状と競争政策上の考え方①

### 高速道路のSA・PAへの参入状況

#### 現状

- ・ NEXCO東日本、NEXCO中日本及びNEXCO西日本（以下「NEXCO 3社」という。）は、eMPと連携して、2025年度までに約1,100口の整備を予定している旨を公表している。
- ・ 高速道路のSA・PAに現在設置されているEV充電器の約98.7%は、eMP（前身であるNCS及びJCNを含む。以下同じ。）によって設置され、EV充電器の新規設置だけでなく、設置後の入替えも、NEXCO 3社との共同事業の一環として、eMPによって行われてきているものである。

⇒ 現状、eMP以外の事業者が、高速道路のSA・PAにEV充電器を設置することが想定されているとは言い難い。

#### ヒアリング結果

- ・ 電欠防止のためには、収益性の高低にかかわらず、あらゆる箇所で統一的なサービスを提供する形でEV充電器を設置してもらうことは必須であると考えている。共同事業者は、公募によって選定した。この条件を満たすのは、公募を行った約10年前には、事実上eMPしか存在しなかったため、今日に至るまで同社と共同事業を実施してきた。（高速道路会社）
- ・ 高速道路のSA・PAへのEV充電器の設置については、工事費用に対する補助金額が、他の設置場所に比べて高い補助金上限額ではあるが、それでも当社が負担する金額も多いのが現状であり、また、設置後の運用コストも高い。それでも、社会インフラとして欠かせないため、EVの普及に先行して全国のSA・PAに設置を進めてきた。（eMP）
- ・ 高速道路のSA・PAには、機会があればぜひ参入したいが、需要の少ない場所にも網羅的に設置することが条件であるならば、参入は困難である。（高速道路のSA・PAに参入していないEV充電器設置者及びEV充電サービス事業者）
- ・ 機構では、関係法令・通達は、国土交通省のウェブサイト又はe-Govに掲載されていると認識しているが、実際の掲載状況については把握していない。（機構）

#### 競争政策上の考え方

高速道路以外の場所では自らEV充電器を設置してEV充電サービスを提供する事業者が複数存在するようになってきている中、今後も、高速道路のSA・PAのEV充電器のほぼ全てが、当初の公募により選定された一事業者によって設置され続けるという状況では、競争者が存在する場合と比較して、事業者の創意工夫による多様なサービスが出現しづらいことから、更なる高出力化に対応したEV充電器への入替えが適時に進みづらいなど、EV充電器のイノベーションに即応できないという問題が生じるおそれがある。したがって、

- ・ 今後、EV充電器の新規設置や入替えに当たって、高速道路会社は、複数の事業者からEV充電器設置者を選定することが、競争政策上望ましく、将来的には、EV充電器設置者の新規参入を促進することにより、EV充電サービスの競争が活発化することが望まれる。
- ・ EV充電器のイノベーションの促進や、EV充電サービスの競争を確保する観点からの議論は不可欠であることから、今後、我が国におけるEV充電インフラの整備に係る政策の在り方（例えば、英国の取組が参考になる。）について、関係省庁である経済産業省及び国土交通省において議論を深めるべきである。公正取引委員会としても、競争政策の観点から、本議論に参画することとする。
- ・ 将来的な新規参入者の参考に資するため、機構において、高速道路のSA・PAにEV充電器を設置する際に参照すべき法令・通達等を網羅的に掲載することが望まれる。

## EV充電器をめぐる取引の現状と競争政策上の考え方② / 公正取引委員会の今後の取組

### 高速道路の路外に設置されたEV充電器の活用

#### 現状

- 「高速道路における電動化インフラ整備加速化パッケージ」（令和5年3月29日）において、所定の要件を満たすときに限り一時退出を認め、充電のために高速道路を一時退出しても、退出しなかった場合と同様の通行料金となるよう、料金調整を行うこととされており、路外のEV充電器も利用可能な制度や新たな課金・決済の導入について、令和6年度から順次実施できるよう検討するとの記載がある。
- 平成29年5月から、NEXCO3社において、道の駅への一時退出に係る社会実験が行われているところ、当該社会実験はETC2.0搭載車が対象。
- 阪神高速が平成21年2月から実施している路外パーキングサービスや、NEXCO東日本が平成28年4月から実施している高速道路外ガソリンスタンド給油サービス社会実験（ETC車限定）は、いずれも一時退出の対象は従来型を含むETCの搭載車とされており、ETC2.0の搭載車に限定されていない。
- EV充電器の利用に係る課金・決済をETCカードで行うことについては、現状、ETCカードで決済を行えるよう対応している実態はない。

#### ヒアリング結果

- 一時退出後に利用できるEV充電器に関し、特定の事業者が設置したEV充電器又は特定の事業者が提供するEV充電サービスに限定されてしまうのではないかと懸念する。（EV充電器設置者、EV充電サービス事業者及びネットワークベンダー）
- 汎用的な決済端末では対応できないETCカードの専用認証機は高額であり、投資コストがかかる。高速道路会社が、EV充電のための一時退出だったかどうかを確認するためだけであれば、充電の履歴を、充電器管理システムからAPI連携することにより確認するなど、ほかにも方法があると思う。（同上）

#### 競争政策上の考え方

EV充電のための一時退出が認められた場合、高速道路を利用するEVユーザーにとって、EV充電に係る選択肢が広がるだけでなく、高速道路の路外に設置されたEV充電器が、高速道路のSA・PAに設置されているEV充電器に対する競争圧力として機能し、EV充電のサービスや料金等の競争が促進されることが期待される。したがって、

- 一時退出後に利用できるEV充電器に関し、特定の事業者が設置したもの、又は、特定の事業者が提供するEV充電サービスに限定しないことが、競争政策上望ましい。
- EV充電のための一時退出の取組の具体的な運用については、可能な限り、大きな設備投資を必要としない方策を検討し、ETCカード以外の決済手段も認めるようにすることが、競争政策上望ましい。
- 可能な限り多くのEVユーザーが含まれるよう、EV充電のための一時退出の対象をETC2.0等の特定の技術に対応したシステムを搭載した車に限定しないことが、競争政策上望ましい。

### 公正取引委員会の今後の取組

- 本報告書で示した考え方を経済産業省及び国土交通省に申し入れることにより、これらの機関や高速道路会社、EV充電器設置者及びEV充電サービス事業者において、具体的な対応策の検討や自主的な取組が行われ、高速道路におけるEV充電サービスについて公正かつ自由な競争が促進されることを期待する。
- 今後、高速道路におけるEV充電サービス及び関連するサービスを担う能力・技術を有する新たな事業者の参入も想定される中で、市場の動向を注視し、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、厳正・的確に対処していく。



## 調査の背景・趣旨

- スマートフォン「1円販売」といった極端な廉価販売について、通信料金と端末販売代金の分離下においては、不当廉売につながるおそれのある販売方法とも見られることから、販売代理店における極端な値引き販売の状況や広がり把握するとともに、その取引構造及び流通実態を明らかにするため、調査を実施

## スマートフォンの値引き販売

## 端末販売市場

MNOによる値引き販売  
 対象40機種のうち、MNO各社  
 iPhone:6~20機種  
 Android:8~17機種で収支が赤字

赤字を通信料収入等から補填

## &lt; 端末単体の販売競争 &gt;

端末販売事業者  
 (中古、家電量販店等)

販売代理店

売れない...

売れる!

極端な廉価での  
 端末販売

事業活動を困難  
 にさせるおそれ

端末販売

機種を特定した  
 販売奨励金以外の  
 奨励金等で補填

消費者

## 通信サービス市場

## &lt; 通信契約の獲得競争 &gt;

MNO

MVNO

端末を買った後、こっちで  
 契約可能なこと、みんな  
 知って欲しいな...

通信料金はうちの方が安い  
 んだけどな...

端末目当てで  
 客が来る!

初期投資のインパクトが  
 強く、通信契約をセット  
 で締結する傾向

通信契約

消費者

- ✓ 端末を単体で販売している事業者がいること、独立した商品として価格が設定され供給されていることを踏まえ、端末の販売については、通信料収入等と別個にコスト割れを判断することとなる

- ✓ 通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの是正等について、依然として消費者が十分に認知していないと思われる状況

## 【独占禁止法上の考え方】

MNOが販売代理店に対して、供給に要する費用を著しく下回る費用で継続してスマートフォンを販売することにより、販売代理店と競争関係にある専ら通信契約を伴わずスマートフォンを消費者に販売している事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(不当廉売)

## 【競争政策上の考え方】

MNOは、消費者の通信サービスの適切な選択に資するよう、販売代理店を通じて、制度上、端末購入が通信契約の継続とは無関係であり、MNOの販売代理店で端末を購入した後、別の通信事業者と通信契約を締結することが可能であることを含め、端末購入の割引の適用条件等について、端末購入又は通信契約をしようとする消費者に対し、十分に説明することが望ましい

## 販売代理店評価制度

- ✓ MNO4社は、調査対象期間中において、自社の定める基準によって、各販売代理店を一定期間ごとに評価し、当該評価ランク等に応じて、販売代理店への支払金を決定していた
- ✓ 一部のMNOにおいては、**MNP獲得指標を重視した評価指標を設定**していた

- 販売代理店へのヒアリングによれば、スマートフォンやアクセサリ等の販売収入は、仕入原価との値差が小さく、**粗利益はほとんどない**
- 販売代理店にとっての**利益の源泉はMNOからの支払金に依存**していたと思われる

### 【独占禁止法上の考え方】

- MNOの取引上の地位が販売代理店に対し優越している場合に、その地位を利用して、販売代理店によるサービスを的確に実施するために必要な限度を超えて、販売代理店と契約条件に係る交渉を十分に行うことなく契約内容を一方的に変更すること等によって、販売代理店に対し不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）

## MNP獲得指標における目標水準



（販売代理店）

通常の営業活動では達成できない水準であることから、MNPにより転入してくる者との新規通信契約を獲得するための手段として、**スマートフォンの極端な割引を独自に実施せざるを得ない**（A社及びB社販売代理店）

設定される獲得目標件数が年々厳しくなっており、かつ、**達成するとさらに高い目標が設定される**（A社販売代理店）

### 【競争政策上の考え方】

- MNP獲得指標を重視した評価指標については、それ自体が、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、MNOが販売代理店に対し、通常の顧客獲得競争の範囲を超えて、**販売代理店の通常の営業活動では達成できないような目標水準を設定**することは、**極端な廉価販売のように、販売代理店における独占禁止法上問題となる行為（不当廉売）の原因となり得る**ため、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、競争政策上望ましくない。

## 公正取引委員会の今後の取組み

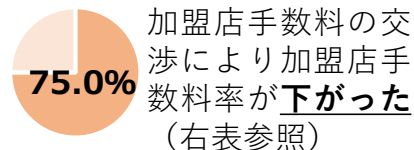
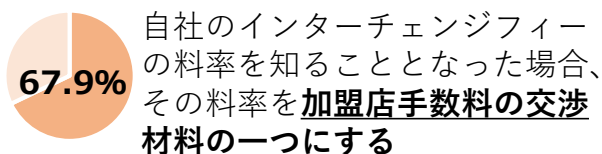
- ◆ 機種ごとのスマートフォンの販売に係る収支の赤字を**通信料金による収入等で補填する販売方法**が大規模かつ継続的に行われる場合、通信料金と端末代金の分離等により、低廉化が進展してきている**通信料金の下げ止まりや引上げにつながることも懸念**される
- ◆ 公正取引委員会は、今後、MNOと販売代理店の取引を対象とした独占禁止法上の問題について**監視を強化**するとともに、独占禁止法違反行為が認められた場合には、**厳正に対処**する

- 成長戦略実行計画（令和3年6月閣議決定）において、「我が国では、キャッシュレス決済導入の拡大への課題の一つとして、クレジットカード加盟店手数料が高額であることが指摘されている。ヒアリングによると、加盟店手数料の約7割をインターチェンジフィー（クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社（アクワイアラ）が、利用者と契約する決済会社（イシュア）に支払う手数料）が占めている。こうした点を踏まえ、公正取引委員会による調査…を実施する」とされた。
- 「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月新しい資本主義実現会議）において、「…インターチェンジフィー…について、公正取引委員会において、標準料率（国際ブランドが定めるデフォルトの料率）の公開状況等の実態調査を行い、競争政策上の課題の有無について、本年度末までに取りまとめる」とされた。
- 公取委は、平成31年3月に「クレジットカードに関する取引実態調査報告書」を公表したところ、成長戦略実行計画等を踏まえ、今般、改めて実態調査を実施。

### インターチェンジフィーの標準料率に関する競争政策上の考え方

- 我が国では標準料率は公開されていないが、海外では**60超の国で1者以上の国際ブランドの標準料率が公開**されている。
- 標準料率が公開されれば、**標準料率を定めている国際ブランドのカードについて、加盟店・アクワイアラ間の加盟店手数料の交渉が活発化し、アクワイアラ間の競争が促進される**可能性。その結果、**加盟店手数料が引き下がることも考えられる**。

#### 加盟店向け調査結果



	平均料率
改定交渉を行ったことがない	2.83%
改定交渉を行ったことがある	2.42%

▲0.41p

出所：調査結果を基に当委員会作成

- クレジットカード等の加盟店管理市場において、加盟店・アクワイアラ間の加盟店手数料の交渉や、アクワイアラ間の競争を促進する観点から、**標準料率を定めている国際ブランドにあっては、我が国においても、標準料率を公開することが適当**。

⇒**提言を受け、令和4年11月30日に標準料率が公開された。**

### その他の論点及び公取委の今後の取組

- 報告書においては、インターチェンジフィーの標準料率のほか、**加盟店管理市場の競争促進**や、**国際ブランド又はクレジットカード会社による行為**（サーチャージ(\*1)禁止条項及び現金割引(\*2)禁止条項、ステアリング(\*3)禁止条項、契約内容の一方的改定、タッチ決済の搭載義務化及び対応端末の導入義務化に伴う費用負担）についても独占禁止法・競争政策上の考え方を整理。

\*1：加盟店がカード会員に対し、商品価格よりも高い料金を請求すること

\*2：加盟店が現金利用客に対し、クレジットカード利用客に請求する商品価格よりも低い価格を請求すること

\*3：加盟店がカード会員に対し、他社発行クレジットカードや現金等、他の決済方法の使用を求め、又は促すこと

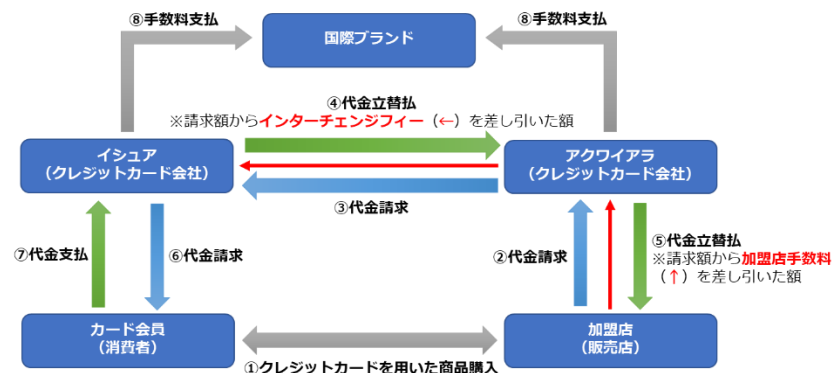
- 公取委は、引き続き、クレジットカード市場の動向について注視するとともに、独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処。**57**

**実態調査報告書の提言を受けた事業者の取組により期待される効果（インターチェンジフィーの標準料率の公開）**

- ✓ **国際ブランド3社（Mastercard、UnionPay(銀聯)、Visa) のインターチェンジフィーの標準料率の公開**によって、**クレジットカードや、他のキャッシュレス決済の加盟店手数料の引下げが期待**される

**インターチェンジフィーとは**

- 国際ブランド3社のカードが使用された際に、**クレジットカード会社間で発生する手数料**
- 加盟店管理会社（アクワイアラ）からカード発行会社（イシュア）に支払われる**
- インターチェンジフィーの標準料率は、各国際ブランドが独自に設定
- 他の国際ブランドでも同様の手数料（イシュア手数料）は存在するが、標準料率の設定はなし

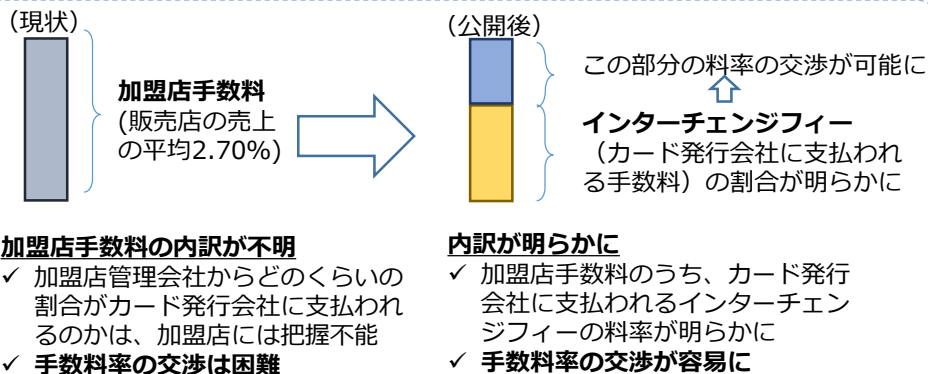

**標準料率の公開による効果**
**国際ブランド3社（Mastercard、UnionPay(銀聯)、Visa) の標準料率が公開されると…**

**加盟店（販売店）は、自社に適用されるインターチェンジフィーの料率が分かる**

↓  
加盟店による加盟店手数料の交渉材料に

↓  
加盟店と加盟店管理会社間の**加盟店手数料の交渉が活発化**

↓  
**国際ブランド3社（Mastercard、UnionPay(銀聯)、Visa) の加盟店手数料の引下げが期待**


**さらに…**

Mastercard、UnionPay（銀聯）、Visaの加盟店手数料が引下げ

↓  
**3社以外の国際ブランドの加盟店手数料の引下げも期待**



クレジットカード全体の加盟店手数料が引下げ

↓  
**他のキャッシュレス決済の加盟店手数料の引下げも期待**

ガイドラインの整備、事業者等からの事前相談への対応等により、法運用の透明性及び予見可能性を高め、事業者等による違反行為の自主的予防を推進することに努めている。

### 主要なガイドライン等の策定

#### 【行政指導関係】

- 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月策定、平成22年1月改定）

#### 【流通・取引関係】

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月策定、平成29年6月改定）

#### 【私的独占関係】

- 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平成21年10月策定、令和2年12月改定）

#### 【事業者団体関係】

- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成7年10月策定、令和2年12月改定）

- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（平成13年6月策定、平成22年1月改正）

#### 【不公正な取引方法等関係】

- 適正な電力取引についての指針（平成11年12月策定、令和5年10月改定。経済産業省と共同）

- グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（令和5年3月策定）

- 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月策定、令和5年9月改定。総務省と共同）

- デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（令和元年12月策定、令和4年4月改正）

- スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（令和3年3月策定、令和4年3月改定。経済産業省と共同）

- フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方（平成14年4月策定、令和3年4月改正）

- 適正なガス取引についての指針（平成12年3月策定、令和3年4月改定。経済産業省と共同）

- 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月策定、平成30年12月改定）

- 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月策定、平成29年6月改定）

- 不当販売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月策定、平成29年6月改正）

- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月策定、平成28年1月改定）

#### 【下請法関係】

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月策定、令和4年1月改正）

#### 【人材分野】

- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月策定）

- スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方（令和元年6月策定）

### 事業者等による事前相談への対応

公正取引委員会は、従来、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な活動に関する相談に対応し、実施しようとする活動に関して、独占禁止法及び下請法上の考え方を説明している。

#### ○ 独占禁止法に係る相談件数（企業結合に関する相談を除く。）

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事業者	1,273	1,870	1,966	1,782	2,880
団体	189	168	144	73	138
計	1,462	2,038	2,110	1,855	3,018

#### ○ 下請法に係る相談件数

30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
8,518	9,173	9,619	10,908	13,991

#### ○ 商工会議所及び商工会との連携（独占禁止法相談ネットワーク）

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークとして、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,200か所）を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。

### 震災等緊急時における独占禁止法上の考え方の公表

- 「被災地への救援物資配送に関する業界での調整について」  
（平成23年3月公表）
- 「東日本大震災に関連するQ & A」  
（平成23年3月公表・随時更新）
- 「業界団体等における夏期節電対策に係る独占禁止法上の考え方」  
（平成23年4月公表）
- 「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」  
（平成24年3月公表）

新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定することとした

## 基本的考え方

### グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある

一方、事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、**独占禁止法上問題となる**

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品・役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題

また、事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否か判断される

「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示しつつ、考え方を説明

## 本考え方の構成

第1 共同の取組

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為

第3 優越的地位の濫用行為

第4 企業結合

第5 公正取引委員会への相談について

## 今後の対応

今後、市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、継続的に本考え方の見直しを行っていく  
また、本考え方に照らしながら積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく

近年、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められている。

これに資するよう、政府全体において簡素で効率的な行政組織の確立が推進されている中で、公正取引委員会の体制については、年々、整備・充実が図られてきているところである。

また、公正取引委員会は、複雑化する独占禁止法違反事件に対する厳正な対処、経済分析能力の向上等を図るため、各種研修を実施するなど職員の知識・能力の向上に努めるとともに、法曹資格者、エコノミスト、電子証拠収集専門家、民間実務経験者等各方面からの多様な人材の受入れに積極的に取り組んでいる。

### ○公正取引委員会の定員数の推移（直近5年度）

年度	元	2	3	4(年度当初)	(4(緊急増員後))	5
定員数(人)	818[839]	820[842]	823[841]	836[854]	(886[904])	923[924]
対前年度増減数(人)	0[2]	2[3]	3[▲1]	13	(50)	87[70]

(注1)定員数には、委員長及び委員4人を含まない。

(注2)[ ]内は時限定員を含んだもの。

(注3)物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)において「中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実現」に向けて「公正取引委員会等の執行体制を強化する」とされたことを踏まえ、令和4年12月9日、定員50人の緊急増員等を実施。

(注4)令和4年度緊急増員後及び令和5年度の対前年度増減数は、いずれも令和4年度当初からの増減数。

#### 令和4年度緊急増員の体制強化

【機構】官房参事官(中小事業者等担当)の新設  
経済取引局取引部企業取引課企画官の新設  
【定員】50人の増員

#### 令和5年度の体制強化

【機構】経済取引局調整課企画官の新設  
【定員】49人の増員  
中小下請取引適正化に向けた体制の強化 32人  
競争環境の整備に向けたアドボカシー(唱導)体制の強化 12人  
デジタル化等社会経済の変化に対応した執行体制の強化等 5人

### ○公正取引委員会の予算額の推移（直近5年度）

年度	元	2	3	4	5
予算額(百万円)	11,390	11,553	11,462	10,487 [10,846]	11,132 [11,490]
対前年度増減率(%)	3.8	1.4	▲0.8	▲8.5 [▲5.4]	6.2 [5.9]

(注)[ ]内はデジタル庁一括計上予算を含んだもの。

公正取引委員会の業務における経済分析体制を強化し、競争政策への経済分析の一層の活用を図るために、令和4年4月1日に「経済分析室」を設置。同室は、独占禁止法及びその関連法令の執行並びに競争政策の企画、立案及び評価に当たり、経済学又は統計学に係る専門的知識・経験に基づき担当部署への支援を実施。

## 1. 公正取引委員会の業務における経済分析の活用

### (1) 企業結合審査等

企業結合審査・違反事件（訴訟案件含む）担当部署に対して経済学・統計学に係る専門的知識・経験に基づく助言を行うほか、公正取引委員会に提出された計量分析等に基づく意見書の分析等を実施。

- ✓ マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合に関する審査結果について（令和5年3月公表）
- ✓ 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け（令和5年6月公表）

### (2) 実態調査等

調査票の設計や調査対象者の抽出方法等について担当部署に助言するほか、実態調査等によって得られたデータを用いた計量分析等を実施。

- ✓ クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書について（令和4年6月公表）
- ✓ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について（令和4年12月公表）
- ✓ モバイルOS等に関する実態調査報告書について（令和5年2月公表）
- ✓ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書（令和5年9月公表）
- ✓ 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書（調査中）

## 2. 公正取引委員会の業務に経済分析を活用するための基盤整備

- ✓ 「経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項」の策定（令和4年5月公表）
- ✓ 競争政策に関する調査・研究（例：CPRCディスカッション・ペーパー「日本の製造業における市場集中度と競争環境」（令和4年11月公表））



所長・主任研究官・客員研究員として独占禁止法・経済学等の外部の研究者・実務家が参画し、中長期的観点から独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開。

※検討会報告書、DP、公開イベントの資料・講演記録等については、CPRCホームページで公表 (<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>)

役職	氏名	所属
所長	松島 法明	大阪大学社会経済研究所教授
主任研究官 (4名)	齊藤 高広	南山大学法学部教授
	中林 純	京都大学経済学部教授
	宮井 雅明	立命館大学法学部教授
	若森 直樹	一橋大学大学院経済学研究科准教授

(令和5年4月～)

## 1. 競争政策上の先端的な課題についての研究活動

### (1) 検討会の開催

法学、経済学等の各分野の専門家をメンバーとする検討会を開催。

#### ア 「データ市場に係る競争政策に関する検討会」(令和3年6月報告書公表)

- データ流通・利活用の促進に係る取組状況及び課題を踏まえ、主にデータの利活用やそのための仕組みの構築等を検討するに当たり、競争政策の観点から望ましい事項を整理。

#### イ 「業務提携に関する検討会」(令和元年7月報告書公表)

- 近年の運用実務を反映しつつ、業務提携に関する独占禁止法上の考え方や、業種横断的データ連携型業務提携等の個別類型ごとの具体的考え方を整理。

### (2) ディスカッション・ペーパー(DP)の執筆・公表

学識経験者等が、公正取引委員会の担当部局と議論しながら、論考を発表。

※執筆者の肩書きは公表時のもの

- 「Should Platforms be Held Liable for Defective Third-Party Goods?」  
(令和5年3月公表) 善如悠介(神戸大学高等学術研究院卓越教授 兼 経営学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員)
- 「アルゴリズムに基づく協調的行為に対する規制可能性」(令和5年6月公表) 土佐和生(甲南大学法学部教授・競争政策研究センター客員研究員)

## 2. 競争政策の普及・啓発活動

競争政策の動向に係るステークホルダーの理解増進のため、シンポジウム等を開催。

### (1) シンポジウム

- 第21回国際シンポジウム「メタバースと独占禁止法・競争政策」(令和5年2月)
- 第5回大阪シンポジウム「デジタルプラットフォームによるエコシステム」(令和4年12月)

### (2) 公開セミナー

- 第52回公開セミナー(CPRC設立20周年記念シンポジウム)「個人データの利用に関する競争政策・消費者保護政策・個人情報保護政策の交錯」(令和5年6月)

## 3. 競争政策上の課題の把握

第一線で活躍されている企業・実務家・内外の研究者の方々による講演会(CPRCセミナー、BBL(Brown Bag Lunch)ミーティング等)を開催。

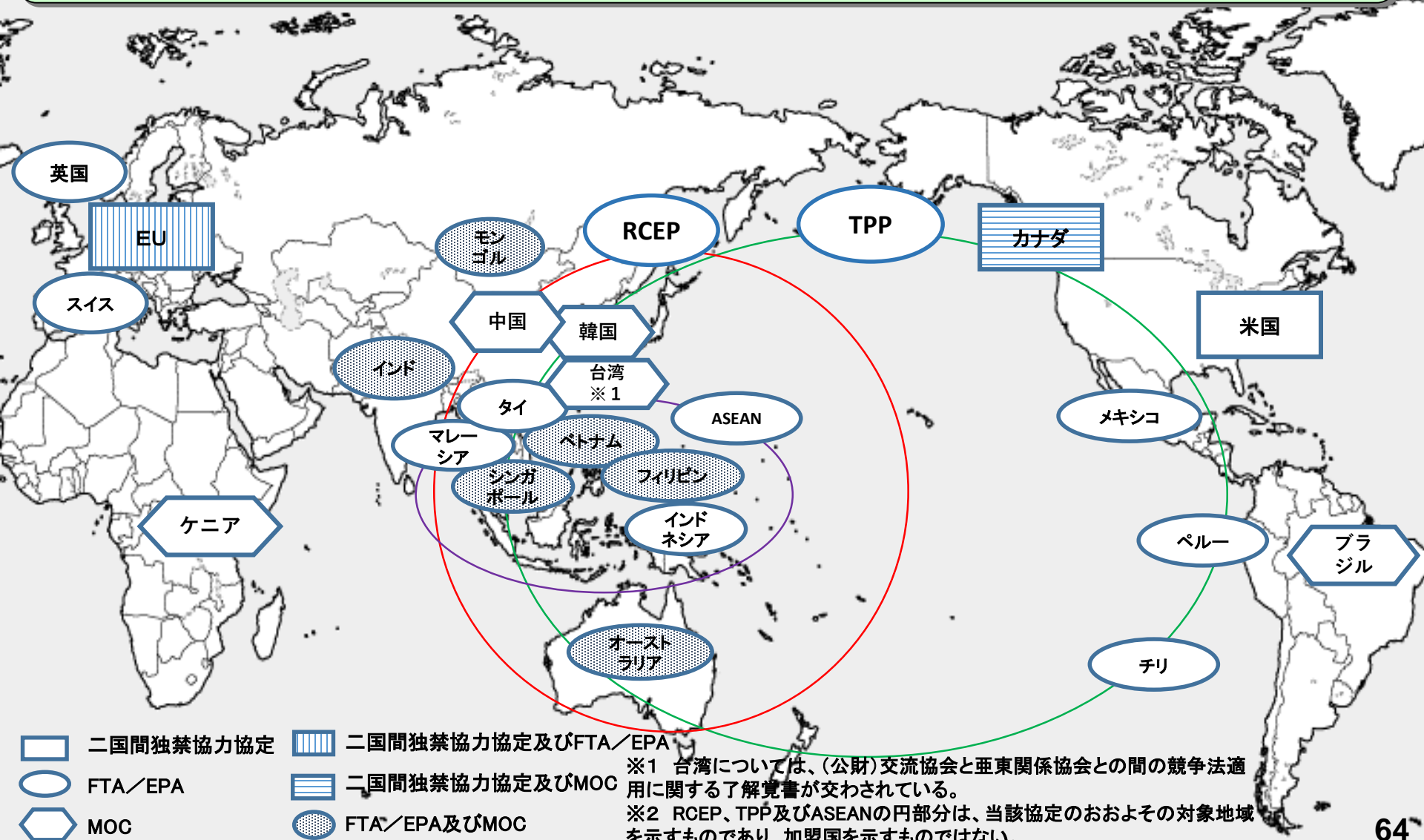
### (1) CPRCセミナー


競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演(CPRCセミナー)を随時開催。

### (2) BBLミーティング

将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演(BBLミーティング)を随時開催。

近年、国際カルテル事件や国際合併事案等が増加しており、各国・地域の競争当局間の連携・協力が必要とされてきている。公正取引委員会では、下記の協定等を通じて、世界各国・地域の競争当局との関係の強化に努めている。




 国際競争ネットワーク（ICN）の概要

## ICNとは・・・

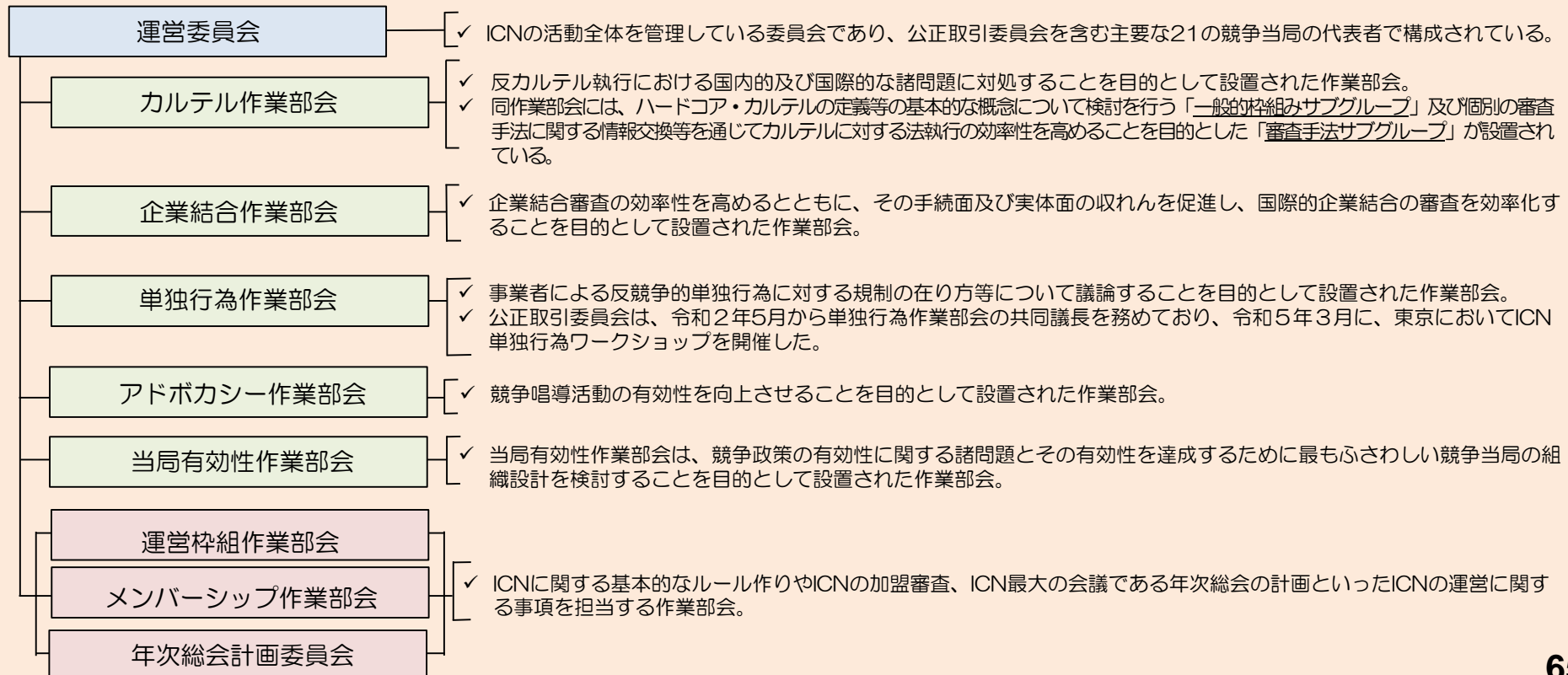
- 競争法の国際的取れんを目的として、平成13年10月に設立された、各国・地域の競争当局によるネットワーク
- 国際機関（OECDなど）、弁護士、エコノミスト等も非政府アドバイザー（NGA）として議論に参加
- 固有の建物や常設の事務局を持たないバーチャルな組織
- 132の国・地域から143の競争当局が参加（令和5年9月末現在）

## ICNの目的は・・・

- 競争法執行及び競争政策分野における手続や慣行の全世界への普及
- 手続面及び実体面に係る提言の策定
- 効果的な国際協力の促進の模索

## ICNの主な活動内容・・・

- 年次総会、各種ワークショップの開催
- 電話会議／電話セミナー／ウェブセミナーの開催
- ICN成果物の取りまとめ・実施





## OECD競争委員会の概要（令和5年9月末現在）

- 加盟国38か国のほか、議題によっては非加盟国・地域も参加。
- 競争委員会の下に第二作業部会（WP2）及び第三作業部会（WP3）を設置。
- 競争委員会本会合及び各作業部会は、年2回開催（6月及び12月頃）。また、12月頃の会合に合わせ、非加盟国・地域や関連団体も招請して、「競争に関するグローバルフォーラム」を開催。
- 本会合には、各国競争当局の局長級以上が多数参加。我が国からは青木玲子委員ほかが出席。

### 競争委員会

競争法・競争政策に関するピアレビュー、年次報告等を行うほか、その時点の重要問題について議論

#### 第二作業部会（WP2）

「競争と規制」について議論

#### 第三作業部会（WP3）

「国際協力と執行」について議論



### 幹事会（ビューロー）

競争委員会における議題や議論の方向性については、ビューロー会議での議論を踏まえて決定。

#### 【メンバー】

競争委員会 会議長	フレデリック・ジェニー名誉教授（フランス ESSEC）
競争委員会 副議長	<b>青木玲子委員（公正取引委員会）</b> ※、 アンドレアス・ムント長官（ドイツ連邦カル テル庁）ほか
第二作業 部会議長	アルベルト・ハイムラー教授（イタリア National School for Public Administration）
第三作業 部会議長	ジョナサン・カンター局長（米国司法省反ト ラスト局）

※ OECD競争委員会とICNの活動内容の調整や連携を担う「ICNコーディネーター」を兼務（令和5年6月～）。

## G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミットの開催

### 【令和4年 ドイツ開催】

ドイツ連邦カルテル庁及びドイツ連邦経済・気候保護省は、令和4年10月12日、G7の競争当局（注1）等のトップ等が出席する「エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催した。また、同サミットの開催に当たり、G7等の競争当局（注2）は共同で、「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約（Compendium）」をリバイズし、公表した。同要約においては、デジタル市場に関するG7等の競争当局の共通の取組等に焦点を当てている。

（注1）「G7の競争当局」は、競争・市場保護委員会（イタリア）、競争委員会（フランス）、連邦カルテル庁（ドイツ）、競争局（カナダ）、競争・市場庁（英国）、司法省反トラスト局（米国）、競争総局（欧州委員会）、連邦取引委員会（米国）及び公正取引委員会（日本）のことを指す。

（注2）「G7等の競争当局」は、G7の競争当局に加え、競争・消費者委員会（オーストラリア）、競争委員会（インド）、公正取引委員会（韓国）及び競争委員会（南アフリカ）のことを指す。

### 【令和5年 日本開催】

公正取引委員会は、令和5年11月8日、東京において、デジタル分野について競争的な市場の環境整備と効果的な競争法執行を促進するための国際的な努力が円滑になされるようにするため、内閣官房デジタル市場競争本部事務局と連携して、G7の競争当局と政策立案者（ポリシーメイカー）による「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催する。本サミットでは、デジタル分野について競争的な市場の環境整備と効果的な競争法の執行を促進するための国際的な連携を深められるよう、デジタル分野における課題やアプローチ、新たな技術への対処方策などについて議論することを想定している。



## 海外競争当局等に対する技術支援等

## ○競争法の導入・執行に当たっての我が国の経験・ノウハウの提供等

ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争当局に対し、公正取引委員会職員を長期派遣(R3. 6～R4.7)</li> <li>・競争当局の職員等に対するオンライン研修(R4. 6、10)</li> <li>・現地セミナーに公正取引委員会職員を派遣(R4. 7)</li> <li>・競争当局の職員等に対する本邦研修(R4. 11)</li> </ul>
タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争当局に対し、公正取引委員会職員を長期派遣(R3.11～)</li> <li>・競争当局の職員に対するオンライン研修(R4. 6)</li> <li>・現地セミナーに公正取引委員会職員を派遣(R4.11、R5. 2、4、5、9)</li> </ul>
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争当局の職員に対するオンライン研修(R4. 4)</li> <li>・競争当局の職員等に対する本邦研修(R5. 1)</li> </ul>
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争当局に対し、公正取引委員会職員を長期派遣(R4. 11～)</li> <li>・現地セミナーに公正取引委員会職員を派遣(R5. 3、9)</li> </ul>
JAIF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用したASEAN加盟国の各競争当局に対する技術支援プロジェクト第3期(R5. 4～)</li> </ul>
東アジア競争政策トップ会合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回東アジア競争政策トップ会合及び第15回東アジア競争法・政策カンファレンス(R5. 7/バンコク)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウクライナの競争当局の職員に対するオンライン研修(R5. 2)</li> <li>・開発途上国7か国の競争当局の職員等に対する約2週間の本邦研修(R4. 11～12)</li> <li>・インドネシアの競争当局の職員に対するオンライン研修(R4. 8)</li> <li>・シンガポールの競争当局の職員に対するオンラインセミナー(R4. 6)</li> </ul>

## 東アジア諸国の競争法制定状況

国・地域	競争法の制定状況
日本	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(1947年制定、同年施行)
韓国	独占規制及び公正取引に関する法律(1980年制定、1981年施行)
台湾	公平交易法(1991年制定、1992年施行)
タイ	取引競争法(1999年制定、同年施行)
インドネシア	独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法(1999年制定、2000年施行)
ベトナム	競争法(2004年制定、2005年施行)
シンガポール	2004年競争法(2004年制定、2005年、2006年及び2007年に段階的に施行)
中国	中華人民共和国独占禁止法(2007年制定、2008年施行)
モンゴル	モンゴル競争法(2010年制定、同年施行)
マレーシア	2010年競争法(2010年制定、2012年施行)
香港	競争法(2012年制定、2015年施行)
フィリピン	フィリピン競争法(2015年制定、同年施行)
ラオス	競争法(2015年制定、2016年施行)
ミャンマー	競争法(2015年制定、2017年施行)
ブルネイ	2015年競争令(2015年制定、2017年及び2020年に一部施行)
カンボジア	競争法(2021年制定、同年施行)

国民に対する幅広い情報提供を行い、国民各層からの意見・要望の把握、中高生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めている。

### ○主な広報・広聴活動

#### (1) 事務総長定例記者会見

公正取引委員会の具体的な活動内容や実施している施策等について広く国民に説明するため、事務総長による定例記者会見を毎週水曜日に開催。

#### (2) 新聞発表

独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合等の審査・相談事例、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く発表。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4月～9月)
213回	269回	372回	144回

#### (3) 国民各層からの意見・要望の聴取

##### ア 独占禁止懇話会

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が学識経験者、消費者団体、産業界、中小企業団体等広く各界の有識者と意見交換をし、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として実施。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4月～9月)
3回	3回	3回	1回

##### イ 地方有識者との懇談会

全国各地域において、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、経済界代表等の有識者と公正取引委員会委員等との懇談会や講演会を実施。また、地方事務所長等の事務総局職員と有識者との懇談会を実施。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4月～9月)
58回	64回	106回	48回

##### ウ 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を実施。全国各地域の経済界代表、消費者代表、学識経験者等の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱。

##### エ 弁護士会との懇談会等

全国における独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに、その相談・情報収集体制を強化することを目的として実施。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4月～9月)
19回	18回	15回	7回

#### (4) 一般消費者・学生向け広報活動

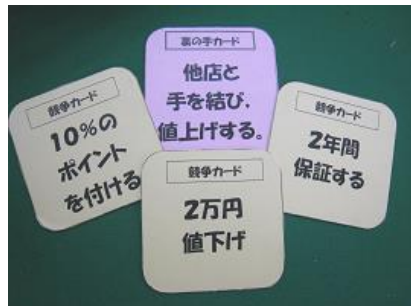
##### ア 独占禁止法教室

将来を担う中・高・大学生等が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解することができるよう、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し独占禁止法教室を開催。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (4月～9月)
中学生	29回	34回	51回	3回
高校生	9回	23回	29回	8回
大学生等	96回	116回	140回	73回
計	134回	173回	220回	84回



(授業の様様)



(シミュレーションゲーム)

##### イ 消費者セミナー

独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、消費者により一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣、又は公正取引委員会が主催して地域の消費者を対象に実施。令和5年度(4月～9月)は全国で43回実施。

#### ウ 一日公正取引委員会

例年、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法基礎講習会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道関係者との懇談会、相談コーナー等を1か所の会場で開催。

令和5年度は北海道釧路市、秋田市(9月22日に開催済み)、甲府市、静岡県沼津市、神戸市、山口県下関市、松山市、宮崎市で計8回開催予定。

#### (5) その他の広報活動

➤独占禁止法・公正取引委員会を紹介する動画「公正かつ自由な競争を目指して」を配信(公正取引委員会YouTube公式チャンネルにおいて)。



➤ソーシャルメディア(X及びFacebook)による情報発信(令和5年9月末のXのフォロワー数84,318名)

- ・法律等に関する知識の周知や個別案件の理解促進のため、個別案件の公表に合わせ、関連する法律等の解説を投稿。
- ・新社会人にビジネスと独占禁止法及び下請法の関係を認識してもらうため、独占禁止法及び下請法について分かりやすく説明した「ひとこと講座」を投稿。

➤中学生等に競争の大切さや独占禁止法の内容を楽しく学んでもらうため、「うんこドリル」と連携した「日本一楽しい競争のルールドリル」を独占禁止法教室等で配布。



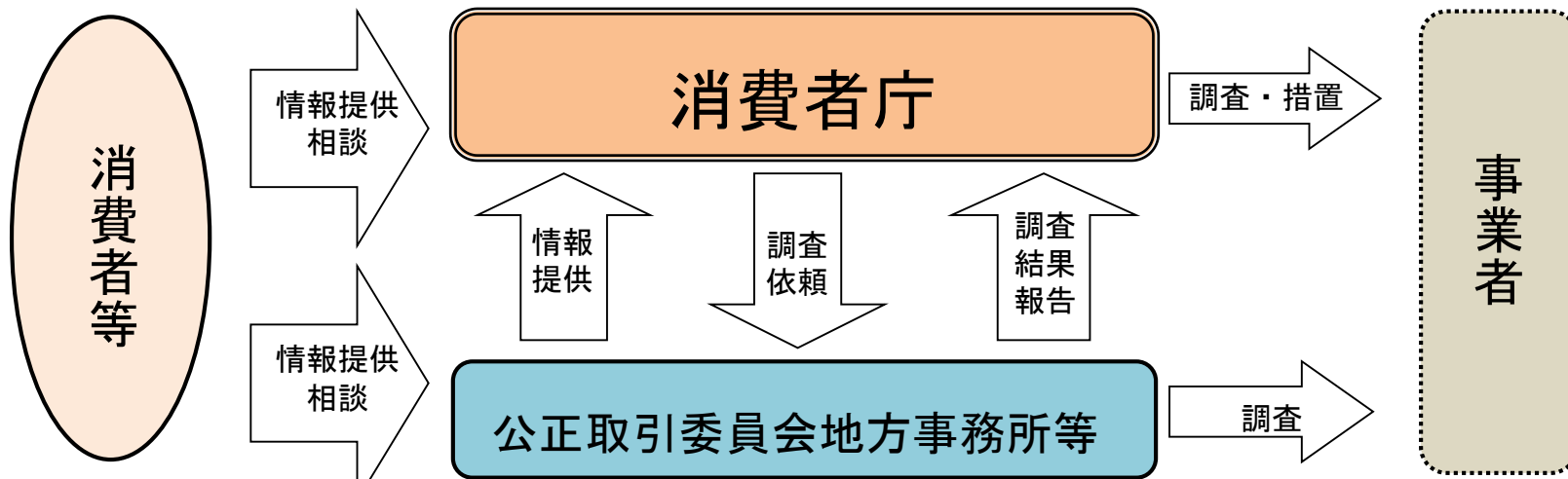
➤パンフレット、ウェブサイト等の提供

- ・独占禁止法、下請法等の広報用パンフレットの配布
- ・ホームページによる種々の情報提供
- ・一般消費者向け・子供向けコンテンツの提供



公正取引委員会が所管していた景品表示法は、平成21年9月1日をもって、消費者庁に移管された。

景品表示法移管後においても、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限の委任を受け、地方事務所等において、消費者庁との協力の下、景品表示法違反被疑事件の調査業務及び同法違反の疑いに関する情報の受付業務を行うとともに、同法に関する相談業務等を行っている。



### 景品表示法の改正及びステルスマーケティングへの対応

- 令和5年改正：事業者の自主的な取組を促進するための確約手続、繰り返し違反行為を行う事業者に対する課徴金の割増規定、悪質な事業者へ対応するための直罰規定、適格消費者団体が事業者に対し表示の合理的根拠資料の開示要請ができるとする規定等が新設された（公布の日（令和5年5月17日）から1年半を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。
- 告示指定：景品表示法第5条第3号の規定に基づき「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」が新たに不当表示として指定された（令和5年10月1日施行）。また、同告示の運用に当たって、「『一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示』の運用基準」を策定・公表した。

### 景品表示法違反被疑事件の処理状況

令和4年度において、消費者庁が措置命令を行った41件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは4件である。

また、令和4年度において、消費者庁が課徴金納付命令を行った17件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは2件（3323万円）である。

公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

年度	措置命令	課徴金納付命令	指導
令和2年度	5 (33)	1 (15)	34 (176)
令和3年度	12 (41)	4 (15)	46 (172)
令和4年度	4 (41)	2 (17)	32 (112)

(注) 括弧内の数値は、消費者庁の行った措置件数の総数である。

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
  - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
  - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
  - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

## 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
- ※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
  - (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

## 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

## 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

## 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

# 相談・届出・申告の窓口



## ◆相談・届出の窓口

相談・届出	本局	地方事務所・支所
独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課	総務課
持株会社等・株式取得・合併等の届出・相談	企業結合課	経済取引指導官・ 総務課
事業者・事業者団体が自ら行おうとする商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業等に係る個別具体的な事業活動についての相談	相談指導室	
中小企業等協同組合の届出	取引調査室	
優越的地位の濫用の考え方についての相談	企業取引課	取引課
不当なし寄せに関する下請相談窓口	0120-060-110 (不当な下請取引ゼロ) 口(6)ゼロ(0)110番 【受付時間】10時～17時 (土日祝日・年末年始を除く。)	

## ◆申告・情報提供の窓口

公正取引委員会では、電話によるほか、公正取引委員会ウェブサイトでも違反被疑事実等の申告・情報提供を受け付けています。

(<https://www.jftc.go.jp/soudan/>)

申告・情報提供	本局	地方事務所・支所
独占禁止法違反被疑事実についての申告	情報管理室	第一審査課・審査課
下請法違反被疑事実についての申告	下請取引調査室	下請課
農業に係る情報提供	専用窓口 03-3581-3387	第一審査課・審査課
電力・ガスに係る情報提供	専用窓口 03-3581-1760	—
IT・デジタル関連に係る情報提供	専用窓口 03-3581-5492	—
買ったときなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供【匿名での情報提供が可能】	情報提供フォーム ( <a href="https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyokaitataki.html">https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyokaitataki.html</a> )	
デジタル・プラットフォームに関する取引実態や利用状況についての情報提供	情報提供フォーム ( <a href="https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyodigitalplatformer.html">https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyodigitalplatformer.html</a> )	

このほか、各地方事務所等では、景品表示法についての相談及び同法違反被疑事実についての情報提供も受け付けています。

## ◆課徴金減免申請の窓口

課徴金減免申請に係る事前相談	課徴金減免管理官 03-3581-2100 (直通) 【受付時間】9時30分～18時15分
----------------	--

### 公正取引委員会事務総局(本局)

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
TEL 03(3581)5471(代) FAX 03(3581)1963

### 北海道事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎  
TEL 011(231)6300 FAX 011(261)1719

### 東北事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎  
TEL 022(225)7095 FAX 022(261)3548

### 中部事務所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
TEL 052(961)9421 FAX 052(971)5003

### 近畿中国四国事務所

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館  
TEL 06(6941)2173 FAX 06(6943)7214

### 中国支所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館  
TEL 082(228)1501 FAX 082(223)3123

### 四国支所

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館  
TEL 087(811)1750 FAX 087(811)1761

### 九州事務所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館  
TEL 092(431)5881 FAX 092(474)5465

### 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎第2号館  
TEL 098(866)0049 FAX 098(860)1110